

宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程

平成15年3月31日

宮城県公安委員会規程第1号

宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程を次のように定める。

宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程

宮城県警察本部長代行規程（昭和29年宮城県公安委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事項の決裁の必要な事項を定めるとともに、公安委員会の名において、宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）、宮城県警察本部（以下「本部」という。）の部長、仙台市警察部長、組織犯罪対策局長（以下「部長」という。）、本部の課長、機動警ら隊長、鉄道警察隊長、機動捜査隊長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、仙台市警察部庶務課長（以下「課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）が、専決できる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（公安委員会の決裁）

第2条 公安委員会は、別表に掲げる区分により決裁することとする。

（専決できる事務の範囲）

第3条 本部長、部長、課長及び署長は別に定めるもののほか、別表に掲げる事務について、それぞれの専決区分に従い専決することができる。ただし、次の事項については、この限りでない。

- (1) 法令の適用に疑義があるもの
- (2) 重大な紛争があるもの又は処理の結果、重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるもの
- (3) その他重要又は異例と認められるもの

（管理官等の専決）

第4条 前条の規定に基づき課長が専決することができる事務のうち、本部長が特に必要があると認めるものについては、本部長が別に定めるところにより、管理官等に専決させることができる。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月2日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成15年5月2日から施行する。

附 則（平成15年8月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年11月21日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成16年3月2日から施行する。

附 則（平成16年3月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月21日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月11日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成18年5月11日から施行する。

附 則（平成18年5月19日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成18年5月19日から施行する。

附 則（平成18年5月31日公安委員会規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

（道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程の廃止）

2 道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成17年宮城県公安委員会規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月8日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年3月8日から施行する。

附 則（平成19年4月19日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年10月17日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則（平成19年11月22日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成19年11月22日から施行する。

附 則（平成19年12月12日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成19年12月12日から施行する。ただし、別表に宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）の項及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号）の項を加える改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月27日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年4月9日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成20年4月9日から施行する。

附 則（平成20年9月3日公安委員会規程第3号）
この規程は、平成20年9月3日から施行する。

附 則（平成20年12月18日公安委員会規程第6号）
この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年6月24日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則（平成22年4月7日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成22年4月7日から施行する。

附 則（平成22年4月28日公安委員会規程第3号）
この規程は、平成22年4月28日から施行する。

附 則（平成22年9月1日公安委員会規程第4号）
この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成23年3月2日から施行する。ただし、別表に暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）の項及び暴力団排除条例施行規則（平成23年宮城県公安委員会規則第1号）の項を加える改正規定、道路交通法（昭和35年法律第105号）の項

「

の改正規定（	第110条の2第3項	特定交通規制実施時の道路管理者の意見の聴取又は通知					○						を
	第110条の2第4項	特定交通規制実施時の高速自動車国道等の道路管理者との協議及び通知					○						

」

「

第110条の2第3項	特定交通規制実施時の道路管理者の意見の聴取又は通知											に改める部分
		道路交通法第5条第1項の規定により警察署長に行わせることができる同法第8条第1項の通行の禁止等の場合						○				
		上記以外の場合						○				
第110条の2第4項	特定交通規制実施時の高速自動車国道等の道路管理者との協議又は通知						○	○				

」

に限る。）並びに道路法（昭和27年法律第180号）の項及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成24年12月28日から施行する。

附 則（平成25年10月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成26年3月5日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成26年3月5日から施行する。

附 則（平成26年3月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年9月11日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成26年9月11日から施行する。

附 則（平成26年12月24日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成27年3月4日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年3月4日から施行する。

附 則（平成27年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月22日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年5月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月9日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成27年7月9日から施行する。

附 則（平成27年11月20日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年12月7日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日公安委員会規程第1号）

（施行規則）

- 1 この規程は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の項の改正規定は同年3月10日から、次項の規定は同年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づき同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許

可を受けようとする者から申請がなされた場合においては、この規程による改正後の宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の項第31条の23において準用する第5条第1項の欄の例により、専決することができる。

附 則（平成28年3月24日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月27日から施行する。

附 則（平成28年6月22日公安委員会規程第6号）

この規程中別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項の改正規定及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の項の改正規定は平成28年6月22日から、同表に風俗環境保全協議会の委嘱等に関する規則（平成28年宮城県公安委員会規則第7号）の項を加える改正規定は同年6月23日から、同表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月16日公安委員会規程第7号）

この規程は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）の施行の日（平成28年11月30日）から施行する。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）の項、宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の項の改正規定は、平成28年11月16日から施行する。

附 則（平成29年3月8日公安委員会規程第1号）

この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行の日（平成29年3月12日）から施行する。ただし、別表行政不服審査法の項の改正規定は、平成29年3月8日から施行する。

附 則（平成29年6月9日公安委員会規程第2号）

この規程は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成29年6月14日）から施行する。

附 則（平成29年9月27日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（平成30年7月4日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成30年7月4日から施行する。

附 則（平成30年10月17日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（令和元年9月4日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和元年9月4日から施行する。

附 則（令和元年11月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月1日）から施行する。

附 則（令和2年3月26日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則（令和3年5月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和3年5月20日から施行する。

附 則（令和3年10月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

附 則（令和4年3月9日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。ただし、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号）の項を削除する改正規定及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の項を加える改正規定は令和4年3月9日から、航空法（昭和27年法律第231号）の項を加える改正規定は令和4年3月10日から施行する。

附 則（令和4年5月11日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。ただし、

「

	79条第2項	処理結果の通知	◎					
--	--------	---------	---	--	--	--	--	--

」

を

「

	第79条第3項	処理結果の通知	◎					
--	---------	---------	---	--	--	--	--	--

」

に改める改正規定は、令和4年5月11日から施行する。

附 則（令和5年3月22日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月28日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月23日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月29日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和6年6月12日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

宮城県公安委員会の権限に属する事務の決裁区分

1 共通関係

根拠法令	条 項	事 務 内 容	事 務 処 理 区 分					備 考
			委員会 決 裁	専 決 処 理				
				本部長	部長	課長	署長	
警察官職務 執行法（昭 和23年法律 第136号）	第4条第2項	避難等の報告の受理及び他の公の機 関に対する措置の要請	●					
警察法（昭 和29年法律 第162号）	第38条第5項	公安委員会規則の制定	◎					
	第60条第1項	援助の要求及び派遣	◎					
	第60条第2項 第60条の2	警察庁への連絡 管轄区域の境界周辺における事案の 処理に関する関係都道府県警察との 協議	◎	○				
自衛隊法（ 昭和29年法 律第165号 ）	第81条第1項	知事との協議	◎					
行政手続法 （平成5年 法律第88号 ）	第5条第1項及び第 3項	審査基準の設定及び公表			○			
	第6条	標準処理期間の設定及び公表			○			
	第7条	申請者に対する当該申請の補正の要 求及び当該申請により求められた許 認可等の拒否				○		
	第8条	理由の提示				○		
	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び当該 申請に対する処分の時期の見通しの 提示				○		
	第9条第2項	申請に必要な情報の提示				○		
	第10条	公聴会の開催その他の適当な方法に よる申請者以外の者の意見を聴く機 会の設置	◎					
	第12条第1項	処分基準の設定及び公表			○			
	第13条第1項第1号 ニ	聴聞が相当であるとの認定	◎					
	第14条第1項及び第 2項	不利益処分の理由の提示	◎					
	第15条第1項	聴聞の通知				○		
	第15条第3項（第31 条において準用する 場合を含む。）	聴聞通知の公示				○		
	第16条第4項（第17 条第3項及び第31条 において準用する場 合を含む。）	代理人がその資格を失ったときの当 該代理人を選任した当事者の届出の 受理				○		
	第18条第1項	文書等の閲覧の請求に対する許可				○		
	第18条第3項	閲覧の日時及び場所の指定				○		
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名	◎					
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開	◎					
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理				○		
	第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の請求に 対する許可				○		
	第25条	聴聞の再開の命令	●					
	第29条第1項	口頭による弁明の機会の付与及び弁 明書の受理				○		
	第29条第2項	証拠書類等の受理				○		
	第30条	弁明の機会の付与の通知				○		
第36条の3第1項	処分の求めに関する申出の受理	◎						
第36条の3第3項	処分の求めに関する調査	◎						
行政手続条 例（平成7 年宮城県条 例第30号）	第5条第1項及び第 3項	審査基準の設定及び公表	◎					
	第6条	標準処理期間の設定及び公表	◎					
	第7条	申請者に対する当該申請の補正の要 求及び当該申請により求められた許 認可等の拒否				○		
	第8条	理由の提示				○		
	第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び当該 申請に対する処分の時期の見通しの 提示				○		
	第9条第2項	申請に必要な情報の提示				○		

	第10条	公聴会の開催その他の適当な方法による申請者以外の者の意見を聴く機会の設置	◎						
	第12条第1項	処分基準の設定及び公表	◎						
	第13条第1項第1号ハ	聴聞が相当であるとの認定	◎						
	第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示	◎						
	第15条第1項	聴聞の通知					○		
	第15条第3項(第29条において準用する場合を含む。)	聴聞通知の公示					○		
	第16条第4項(第17条第3項及び第29条において準用する場合を含む。)	代理人がその資格を失ったときの当該代理人を選任した当事者の届出の受理					○		
	第18条第1項	文書等の閲覧の請求に対する許可又は拒否					○		
	第18条第3項	閲覧の日時及び場所の指定					○		
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名	◎						
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開	◎						
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理					○		
	第24条第4項	聴聞調書及び報告書の閲覧の請求に対する許可					○		
	第25条	聴聞の再開の命令					○		
	第27条第1項	口頭による弁明の機会の付与及び弁明書の受理					○		
	第27条第2項	証拠書類等の受理					○		
	第28条	弁明の機会の付与の通知					○		
	第35条第1項	行政指導の中止等の求めに関する申出の受理	◎						
	第35条第3項	行政指導の中止等の求めに関する調査	◎						
	第37条第1項	処分等の求めに関する申出の受理	◎						
	第37条第3項	処分等の求めに関する調査	◎						
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)	第3条第3項	聴聞の主宰者の再指名	◎						
	第9条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日又は場所の変更の申出の受理及び変更					○		
	第9条第3項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日又は場所の変更の通知					○		
	第10条第2項	文書等の閲覧の許可の通知					○		
	第12条第1項	聴聞の公開の通知及び公示					○		
	第19条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理					○		
	第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の日時等の通知					○		
	第21条第1項	口頭による弁明を記録する警察職員の指名					○		
	第22条第3項	弁明調書の提出の受理					○		
	第24条第1項(第11条及び第14条を準用する。)	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還					○		
	宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成16年宮城県公安委員会規則第1号)	第3条第3項	聴聞の主宰者の再指名	◎					
		第9条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞の期日又は場所の変更の申出の受理及び変更					○	
第9条第3項(第24条第2項において準用する場合を含む。)		聴聞の期日又は場所の変更の通知					○		
第10条第2項		文書等の閲覧の許可の通知					○		
第12条第1項		聴聞の公開の通知及び公示					○		
第19条第1項		聴聞調書等閲覧請求書の受理					○		
第19条第2項		聴聞調書等の閲覧の日時等の通知					○		
第21条第1項		口頭による弁明を記録する警察職員の指名					○		
第22条第3項		弁明調書の提出の受理					○		
第24条第1項(第11条及び第14条を準用する。)		提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還					○		

	する。)							
行政活動の 評価に関する 条例（平成 13年宮城 県条例第70 号）	第13条	所掌に係る政策、施策及び事業の知事が行う評価に準じた評価	◎					
	第14条	実施機関相互の必要な協力		○				
	第15条	必要な体制の整備		○				
宮城県の公 社等外郭団 体への関わり 方の基本 的事項を定 める条例（ 平成16年宮 城県条例54 号）	第4条第1項	経営評価の報告		○				
	第4条第2項	経営評価等について必要な助言又は指導			○			
	第5条	運営等に関する助言又は指導			○			
	第6条	関わり方の見直し			○			

2 総務関係

根拠法令	条 項	事 務 内 容	事 務 処 理 区 分				備 考
			委員会 決 裁	本部長	部長	課長 署長	
警察法	第53条の2第3項	警察署協議会委員の委嘱	◎				
	第79条第1項	苦情申出の受理	◎				
	第79条第3項	処理結果の通知	◎				
情報公開条 例（平成11 年宮城県条 例第10号）	第5条第1項	開示請求の受理（第6条第2項ただし書の規定により行政文書の全部を開示する旨の決定をしたものを除く。）	●				
		開示請求の受理（第6条第2項ただし書の規定による行政文書の全部を開示する旨の決定をしたものに限る。）			○		
	第5条第2項	開示請求書の補正の要求			○		
	第6条第1項	開示決定等（第6条第2項ただし書の規定による決定を除く。）	◎				
		開示決定等（第6条第2項ただし書の規定による決定に限る。）			○		
	第6条第2項	開示決定等の通知			○		
	第6条第3項	全部開示する旨の決定以外の開示決定等の理由の記載			○		
	第6条第4項	開示決定等の期間の延長及び通知			○		
	第7条第1項及び第2項	開示の実施			○		
	第12条第1項	第三者に対する意見書提出の機会の付与			○		
	第12条第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等			○		
	第12条第3項	第三者に対する開示決定等の通知			○		
	第12条第4項	期間の延長			○		
	第12条の2第1項	事案の移送に関する協議及び通知			○		
	第12条の2第2項	移送事案の受理及び開示決定等	◎				
	第12条の2第3項	開示の実施に必要な協力	◎				
	第14条第1項	審査会に対する諮問等	◎				
	第14条第2項	資料の提出	◎				
	第15条	諮問をした旨の通知			○		
	第28条	意見の陳述	◎				
第29条	意見書又は資料の提出	◎					
第30条第1項	提出資料の閲覧請求等			○			
第36条	開示請求の適切な措置			○			
第39条	条例施行に関する必要な事項の制定	◎					
個人情報 の保護に関 する法律（平 成15年法律 第57号）	第66条第1項	安全管理措置			○		
	第68条第1項	漏えい等の報告	●				
	第68条第2項	漏えい等の本人への通知		○			
	第70条	保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求			○		
	第72条	個人関連情報の提供を受けるものに対する措置要求			○		
	第75条第1項	個人情報ファイル簿の作成及び公表			○		
	第77条第1項	開示請求の受理	●				
	第77条第3項	開示請求書の補正の要求			○		
	第82条第1項及び第2項	開示請求に対する措置	◎				
		開示請求に対する措置の通知			○		

	第83条第2項	開示決定等の期限の延長				○		
	第84条	開示決定等の期限の特例延長				○		
	第85条第1項	開示請求に係る事案の移送の協議及び通知	◎					
	第85条第2項	移送事案の受理	●					
		移送事案の開示決定等	◎					
	第85条第3項	開示の実施に必要な協力	◎					
	第86条第1項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○		
	第86条第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○		
	第86条第3項	第三者に対する開示決定等の通知				○		
	第87条第1項	開示の実施				○		
	第87条第3項	開示の実施方法等の申出の受理				○		
	第91条第1項	訂正請求の受理	●					
	第91条第3項	訂正請求書の補正の要求				○		
	第92条	訂正の実施				○		
	第93条第1項及び第2項	訂正請求に対する措置	◎					
		訂正請求に対する措置の通知				○		
	第94条第2項	訂正決定等の期限の延長				○		
	第95条	訂正決定等の期限の特例延長				○		
	第96条第1項	訂正請求に係る事案の移送の協議及び通知				○		
	第96条第2項	移送事案の受理	●					
		移送事案の訂正決定等	◎					
	第96条第3項	移送事案の訂正の実施				○		
	第97条	訂正決定に係る保有個人情報の提供先への通知				○		
	第99条第1項	利用停止請求の受理	●					
	第99条第3項	利用停止請求書の補正の要求				○		
	第100条	利用の停止				○		
	第101条第1項及び第2項	利用停止請求に対する措置	◎					
		利用停止請求に対する措置の通知				○		
	第102条第2項	利用停止決定等の期限の延長				○		
	第103条	利用停止決定等の期限の特例延長				○		
	第105条第1項	審査会に対する諮問等	◎					
	第105条第2項	諮問をした旨の通知				○		
	第111条	提案の募集	◎					
	第112条第1項	行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案の受理	●					
	第114条第1項	提案の審査	◎					
	第114条第2項及び第3項	提案をした者に対する通知				○		
	第115条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結	●					
	第116条第1項	行政機関等匿名加工情報の作成				○		
	第117条	行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載				○		
	第118条第1項	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の受理	●					
	第119条第3項及び第4項	手数料の徴収				○		
	第120条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除	◎					
	第128条	個人情報等の取扱いに関する苦情の処理	●					
個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）	第12条第1項	意見の陳述	◎					
	第13条	意見書又は資料の提出	◎					
	第14条第2項 第21条	提出資料の閲覧請求等 条例施行に関する必要な事項の制定	◎					
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第199条第12項	定期監査及び随時監査等の監査委員に対する措置の通知				○		
	第252条の38第6項	包括外部監査の監査委員に対する措置の通知				○		
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	施設占有者に対する報告又は資料の提出要求					○	
	第25条第2項	特例施設占有者に対する報告若しく					○	

		は資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求						
	第26条	施設占有者又は特例施設占有者に対する指示	●					部長専決で報告（四半期報告）
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第1項	特例施設占有者の指定	◎					
	第28条第2項	申請書の受理					○	
	第28条第4項	指定の公示					○	
	第29条第1項	変更届出の受理					○	
	第29条第2項	変更事項の公示					○	
	第29条第3項	記載事項変更届出の受理					○	
	第30条第1項	指定の取消し	◎					
特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第15号）	第2条第1項	指定の通知					○	
	第2条第2項	不指定の通知					○	
	第4条第2項	指定取消しの通知					○	
警察署協議会条例（平成13年宮城県条例第6号）	第4条	警察署協議会委員の解嘱	◎					
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条	実地監査の実施	◎					
	第21条第1項	留置施設視察委員会委員の任命	◎					
	第22条第1項	留置施設の運営状況に係る情報提供	●					
	第230条第1項	再審査の申請の受理	●					課長専決で事後報告
	第230条第3項で準用する第160条第1項	再審査の申請に関して必要な調査	●					
	第230条第3項で準用する第160条第2項	留置業務管理者に対する報告等の命令又は調査を行わせる職員の指名	●					
	第230条第3項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第15条第3項	再審査申請人の地位の継承の届出の受理					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第15条第6項	再審査申請人の地位の継承の許可					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第23条	補正の命令					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第25条第2項	執行停止の決定	◎					
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第26条	執行停止の取消し	◎					
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第27条第1項	再審査の申請の取下げの受理					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第39条	審理手続の併合又は分離					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第46条第2項及び第47条	再審査の申請の認容措置	◎					
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第50条第1項	記名押印					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第51条第2項本文	裁決書の謄本の送達					○	
	第230条第3項で準用する行政不服審査法第51条第2項ただし書	公示の方法による送達					○	
	第230条第3項で準	裁決書の謄本の保管					○	

用する行政不服審査法第51条第3項								
第230条第3項で準用する行政不服審査法第51条第4項	裁決書の謄本の送付					○		
第230条第3項で準用する行政不服審査法第64条第1項、第2項及び第3項	再審査の申請の却下又は棄却の裁決	◎						
第232条第1項	事実の申告の受理	●						課長専決で事後報告
第232条第3項で準用する第160条第1項	事実の申告に対して必要な調査	●						
第232条第3項で準用する第160条第2項	留置業務管理者に対する報告等の命令又は調査を行わせる職員の指名	●						
第232条第3項で準用する第164条第1項	事実の確認及び結果の通知	◎						
第232条第3項で準用する第164条第2項	通知					○		
第232条第3項で準用する第164条第4項	必要な措置の指示					○		
第232条第3項で準用する行政不服審査法第23条	補正の命令		○					
第230条第3項で準用する行政不服審査法第27条第1項	事実の申告の取下げの受理					○		
第232条第3項で準用する行政不服審査法第39条	審理手続の併合又は分離					○		
第230条第3項で準用する行政不服審査法第50条第1項	記名押印					○		

3 警務関係

根拠法令	条項	事務内容	事務処理区分					備考
			委員会 決裁	専決処理				
				本部長	部長	課長	署長	
地方自治法	第180条の2	知事からの事務の委任又は補助執行に関する協議		○				
	第180条の4第1項	知事からの組織及び職員の定数又は職員の身分取扱いについての勧告に対する措置	◎					
	第180条の4第2項	組織及び職員の定数又は職員の身分取扱いで公安委員会規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合における知事との協議	◎					
	第252条の17第1項	他の地方公共団体に対する職員の派遣要求	◎					
	第252条の17第2項	職員の派遣を求め、又はその求めに応じて職員を派遣しようとするときの知事との協議	◎					
警察法	第43条の2第1項	監察の具体的個別的な指示	◎					
	第50条第1項	警察本部長の任免の同意	◎					
	第50条第2項	警察本部長の懲戒又は罷免の勧告	◎					
	第55条第3項	警察本部長以外の地方警務官の任免の同意及びその他の職員の任免に関する警察本部長への意見	◎					
	第55条第4項	警察本部長以外の地方警務官及びその他の職員の懲戒又は罷免の勧告	◎					
	第56条第3項	監察事案等に係る事案の報告	●					
刑事訴訟法 (昭和23年 法律第131 号)	第189条第1項	司法警察員の指定			○			
	第194条第1項	警察官たる司法警察職員の懲戒又は罷免の訴追の受理	◎					
	第194条第2項	懲戒又は罷免の訴追を受けた警察官たる司法警察職員の懲戒又は罷免	◎					
	第199条第2項	逮捕状請求司法警察員の指定			○			
刑事訴訟規	第141条の2	地方裁判所への通知				○		

則（昭和23年最高裁判所規則第32号）									
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）	第19条第3項	没収保全等請求司法警察員の指定				○			
不正競争防止法（平成5年法律第47号）	第35条第3項	没収保全等請求司法警察員の指定				○			
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）	第23条第1項	没収保全等請求司法警察員の指定				○			
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）	第4条及び第7条第1項	傍受令状等請求司法警察員の指定				○			
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第11条第1項	裁定	◎						
	第12条第1項	仮給付金の支給等		○					
	第13条	裁定のための調査等				○			
	第22条第3項	犯罪被害者等早期援助団体に対する必要な助言、指導その他の措置				○			
	第22条第6項	犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動				○			
	第23条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の指定	◎						
	第23条第5項	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令	◎						
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年國家公安委員会規則第6号）	第23条第6項	犯罪被害者等早期援助団体の取消し	◎						
	第16条	遺族給付金支給裁定申請書の受理				○			
	第17条	重傷病給付金支給裁定申請書の受理				○			
	第18条	障害給付金支給裁定申請書の受理				○			
	第19条	損害賠償を受けた場合の届出の受理				○			
	第20条第1項及び第2項	犯罪被害者等給付金の支給等に関する処分の通知等	◎						
宮城県犯罪被害者支援条例（平成15年宮城県条例第76号）	第23条第2項	添付書類の省略				○			
	第8条第2項	宮城県犯罪被害者支援審議会の委員の任命	◎						
	第9条第1項	宮城県犯罪被害者支援推進計画の策定	◎						
	第9条第3項（第6項において準用する場合を含む。）	宮城県犯罪被害者推進計画の策定に当たって講じる「必要な措置」					○		
	第9条第4項（第6項において準用する場合を含む。）	宮城県犯罪被害者支援推進計画の策定に当たって行う宮城県犯罪被害者支援審議会への意見聴取	◎						
	第9条第5項（第6項において準用する場合を含む。）	宮城県犯罪被害者支援推進計画を定めたときの公表					○		
	第10条第1項	被害者支援員の登録	◎						

	第10条第3項	被害者等への被害者支援員の紹介				○		
	第10条第4項	民間団体への被害者支援員の紹介				○		
	第10条第5項	被害者支援員に対する必要な知識又は技術の提供その他必要な配慮				○		
	第17条	被害者等の支援に関し必要な調査研究等の実施				○		
	第20条	議会への施策の報告	◎					
	第20条	施策の公表				○		
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）	第7条第1項	裁定	◎					
	第8条	裁定のための調査等				○		
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第2条第1項	給付金の支給に係る裁定申請書の受理				○		
	第2条第2項	添付書類の省略				○		
	第3条第1項及び第2項	給付金の支給に関する処分の通知等	◎					
国外犯罪被害者等への給付金の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第10条	援助				○		
	第11条第1項	裁定	◎					
	第12条第2項	情報の受理		○				
	第13条第1項	裁定のための調査				○		
	第13条第2項	裁定のための関係機関・団体への協力要請				○		
第13条第3項	申請の却下	◎						
国外犯罪被害者等への給付金の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	第7条	国外犯罪被害者等への給付金支給裁定申請書の受理				○		
	第8条	国外犯罪被害者等への給付金支給裁定申請書の受理				○		
	第10条第1項及び第2項	国外犯罪被害者等への給付金支給に関する処分の通知等	◎					
	第12条第2項	添付書類の省略				○		
行政不服審査法	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令				○		
	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	審査請求への参加の許可				○		
	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	審査請求への参加の要求				○		
	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第25条第7項	執行停止の申立てがあったときの執行停止をするかどうかの決定	◎					
	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第25条第7項	審査請求書の写しの送付				○		
	第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第25条第7項	審査請求書の写しの送付				○		

替えて適用する第29条第1項							
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求 弁明書の作成					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	提出された弁明書の送付					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第30条	反論書等の受理及び送付					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日等の指定					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	補佐人の出頭の許可					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	陳述の制限					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	質問を発する許可					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第33条	物件の提出要求					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第34条	参考人の陳述及び鑑定 の要求					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第35条	検証の実施等					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み	審理関係人への質問					○	

替えて適用する第36条							
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理手続の申立てに関する意見の聴取の実施					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の終結予定時期の決定及び通知（変更を含む。）					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第38条第1項前段	提出書類等の閲覧請求等の受理及び閲覧等の実施					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第38条第1項後段	閲覧又は交付を拒むための正当な理由の認定					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の提出人の意見の聴取					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	閲覧日時等の指定					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第38条第5項	交付に係る手数料の減額又は免除		○				
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第39条	審理手続の併合又は分離					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第41条第1項及び第2項	審理手続の終結					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第41条第3項	審理手続を終結した旨の通知					○	
第9条第3項又は個人情報保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する第44条	裁決	◎					
第14条	審査請求の引継ぎ	◎					
第15条第3項	審査請求人の地位の承継の届出の受理					○	
第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可					○	

	第16条	標準審理期間の設定				○			
	第19条第1項	審査請求書の受理	◎						
	第22条第1項、第2項、第3項及び第4項	審査請求書の送付等				○			
	第23条	審査請求書の補正の命令				○			
	第24条	審理手続を経ないでする却下裁決	◎						
	第26条	執行停止の取消し	◎						
	第27条第1項	審査請求の取下げの受理	◎						
	第32条第1項及び第2項	証拠書類等の受理				○			
	第45条	処分についての審査請求の却下又は棄却	◎						
	第46条第2項及び第47条	処分についての審査請求の認容措置	◎						
	第49条第1項、第2項及び第3項前段	不作為についての審査請求の裁決	◎						
	第49条第3項後段	不作為についての審査請求の認容措置	◎						
	第49条第5項	認容措置に必要な手続	◎						
	第51条第2項本文	裁決書の謄本の送達				○			
	第51条第2項ただし書	公示の方法による送達				○			
	第51条第3項	裁決書の謄本の保管				○			
	第51条第4項	裁決書の謄本の送付				○			
	第53条	証拠書類等の返還				○			
	第82条	不服申立てをすべき行政庁等の教示				○			
	第83条第1項	不服申立書の受理	◎						
	第83条第3項	不服申立書の送付				○			
	第84条	情報の提供				○			
	第85条	公表				○			
行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)	第3条	代表者等の資格の証明等の届出の受理				○			
	第8条	映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等の実施			○				
	第13条第2項	手数料の減免に係る提出書類の受理				○			
監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2項)	第2条第3項	監察実施計画の報告受理	●						
	第5条	監察の実施状況の報告受理	●						

4 生活安全関係

根拠法令	条 項	事 務 内 容	事 務 処 理 区 分				備 考	
			委員会 決 裁	専 決 処 理				
				本部長	部長	課長	署長	
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)	第2条第1項	指定申請書の受理	◎					
	第3条第1項	名称等の変更届の受理			○			
	第3条第2項	実施要領の変更届の受理			○			
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○			
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○			
	第6条	報告又は資料提出の要求				○		
	第7条	是正又は改善の勧告			○			
	第8条	休廃止の承認	◎					
	第9条	指定の取消し	◎					
	第10条	廃止又は指定取消しに伴う書類等の受理				○		
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)	第11条第1項	指定又は名称等変更の公示				○		
	第11条第2項	休廃止又は指定取消しの公示				○		
青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に	第5条第12項	公示送達の実施	◎					
	第4条第1項	利用カード販売等の開始届出の受理					○	
	第4条第2項	利用カード販売等の廃止及び変更届出の受理					○	
	第9条第1項	違反広告物の除却等命令	◎					
等の規制に	第9条第2項	違反広告物の除却等				○		
	第9条第3項	違反広告物の除却					○	

関する条例 (平成13年 宮城県条例 第73号)	第9条第4項	違反広告物の除却					○		
	第9条第5項	違反広告物の除却					○		
	第10条第1項	報告又は資料提出の要求					○		
	第10条第3項	身分証明書の交付					○	警察本部で勤務する警察職員に交付する場合は課長専決、警察署で勤務する警察職員に交付する場合は署長専決	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第3条第1項	風俗営業の許可					○		
	第3条第2項	許可条件の付与及び変更					○		
	第4条第3項	風俗営業の特例許可					○		
	第5条第1項	許可申請の受理						○	
	第5条第2項	許可証の交付						○	
	第5条第3項	不許可の通知						○	
	第5条第4項	許可証の再交付						○	
	第7条第1項	相続の承認						○	
	第7条第5項	相続の承認に伴う許可証の書換え						○	
	第7条第6項	相続の不承認に伴い返納する許可証の受理						○	
	第7条の2第1項	法人の合併の承認						○	
	第7条の2第3項	法人の合併に伴う許可証の書換え						○	
	第7条の3第1項	法人の分割の承認						○	
	第7条の3第3項	法人の分割に伴う許可証の書換え						○	
	第8条	風俗営業の許可の取消し	◎						
	第9条第1項	営業所の構造又は設備の変更の承認							○
	第9条第3項	営業者の氏名等の変更又は営業所の構造若しくは設備の軽微な変更の届出書の受理							○
	第9条第4項	許可証の記載事項の変更に係る許可証の書換え							○
	第9条第5項	特例風俗営業者に係る営業所の構造又は設備の変更に係る届出書の受理							○
	第10条第1項及び第3項	返納する許可証の受理							○
	第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定						○	
	第10条の2第2項	特例風俗営業者の認定に係る申請書の受理							○
	第10条の2第3項	特例風俗営業者の認定証の交付							○
	第10条の2第4項	特例風俗営業者の不認定の通知							○
	第10条の2第5項	特例風俗営業者の認定証の再交付							○
	第10条の2第6項	特例風俗営業者の認定の取消し	◎						
	第10条の2第7項及び第9項	特例風俗営業者の返納する認定証の受理							○
	第20条第2項	遊技機の認定							○
	第20条第4項	遊技機の検定							○
	第20条第5項	試験事務の指定機関への委託	◎						
	第20条第10項	遊技機の増設、交替その他の変更の承認並びに遊技機の軽微な変更の届出書の受理							○
	第24条第5項	管理者の解任の勧告	◎						
	第24条第6項	管理者講習の実施							○
	第24条第7項	講習の通知							○
	第25条	風俗営業者に対する指示							○
	第26条第1項	風俗営業の許可の取消し又は風俗営業の停止命令	◎						
第26条第2項	飲食店営業の停止命令	◎							
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理							○	
第27条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出書の受理							○	
第27条第4項	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付							○	
第29条	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示							○	
第30条第1項	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	◎							
第30条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	◎							
第30条第3項	浴場業営業、興行場営業又は旅館業の停止命令	◎							
第31条第1項	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章のはり付け							○	
第31条第2項及び第3項	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の							○	

3項	標章の取り除きの申請の受理及び取り除き						
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理					○	
第31条の2第2項	無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理					○	
第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付					○	
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示			○			
第31条の4第2項	違反行為に係るはり紙等の除却					○	
第31条の5第1項	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	◎					
第31条の5第2項	受付所営業の廃止命令	◎					
第31条の5第3項	受付所営業の営業停止の標章のはり付け及び取り除き					○	
第31条の6第1項及び第3項	無店舗型性風俗特殊営業の処分に係る処分移送通知書の送付			○			
第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示			○			
第31条の6第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	◎					
第31条の6第2項第3号	受付所営業の廃止命令	◎					
第31条の6第3項	受付所営業の営業停止の標章のはり付け及び取り除き					○	
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の届出書の受理					○	
第31条の7第2項	映像送信型性風俗特殊営業の廃止又は変更に係る届出書の受理及び映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付					○	
第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示			○			
第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告	◎					
第31条の9第3項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告をしようとするときの総務大臣との協議	◎					
第31条の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者の利用防止のための措置命令			○			
第31条の11第1項及び第3項	映像送信型性風俗特殊営業の処分に係る処分移送通知書の送付			○			
第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示			○			
第31条の11第2項第2号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者の利用防止のための措置命令			○			
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理					○	
第31条の12第2項	店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更に係る届出書の受理及び店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付					○	
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示			○			
第31条の15第1項	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	◎					
第31条の15第2項	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	◎					
第31条の16第1項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章のはり付け					○	
第31条の16第2項及び第3項	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除きの申請の受理及び取り除き					○	
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理					○	
第31条の17第2項	無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更に係る届出書の受理及び無店舗型電話異性紹介営業届出確認書又は変更の届出確認書の交付					○	
第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示			○			
第31条の19第2項	違反行為に係るはり紙等の除却					○	
第31条の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	◎					

	令							
第31条の21第1項及び第3項	無店舗型電話異性紹介営業の処分に係る処分移送通知書の送付					○		
第31条の21第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示					○		
第31条の21第2項第2号	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	◎						
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可					○		
第31条の23において準用する第3条第2号	許可条件の付与及び変更					○		
第31条の23において読み替えて準用する法第4条第3項	特定遊興飲食店営業の特例許可					○		
第31条の23において準用する第5条第1項	許可申請の受理						○	
第31条の23において準用する第5条第2項	許可証の交付						○	
第31条の23において準用する第5条第3項	不許可の通知						○	
第31条の23において準用する第5条第4項	許可証の再交付						○	
第31条の23において準用する第7条第1項	相続の承認						○	
第31条の23において準用する第7条第5項	相続の承認に伴う許可証の書換え						○	
第31条の23において準用する第7条第6項	相続の不承認に伴い返納する許可証の受理						○	
第31条の23において準用する第7条の2第1項	法人の合併の承認						○	
第31条の23において準用する第7条の2第3項	法人の合併に伴う許可証の書換え						○	
第31条の23において準用する第7条の3第1項	法人の分割の承認						○	
第31条の23において準用する第7条の3第3項	法人の分割に伴う許可証の書換え						○	
第31条の23において準用する第8条	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	◎						
第31条の23において準用する第9条第1項	営業所の構造又は設備の変更の承認						○	
第31条の23において準用する第9条第3項	営業者の氏名等の変更又は営業所の構造若しくは設備の軽微な変更の届出書の受理						○	
第31条の23において準用する第9条第4項	許可証の記載事項の変更に係る許可証の書換え						○	
第31条の23において準用する第9条第5項	特例特定遊興飲食店営業者に係る営業所の構造又は設備の変更に係る届出書の受理						○	
第31条の23において準用する第10条第1項及び第3項	返納する許可証の受理						○	
第31条の23において準用する第10条の2第1項	特例特定遊興飲食店営業者の認定					○		
第31条の23において準用する第10条の2第2項	特例特定遊興飲食店営業者の認定に係る申請書の受理						○	
第31条の23において準用する第10条の2	特例特定遊興飲食店営業者の認定証の交付						○	

業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第10条第3項	風俗営業管理者証の交付						○	
	第12条	許可証再交付申請書の受理						○	
	第13条第1項	相続承認申請書の受理						○	
	第14条第1項	合併承認申請書の受理						○	
	第15条第1項	分割承認申請書の受理						○	
	第16条第1項	相続、合併又は分割の承認の通知						○	
	第16条第2項	相続、合併又は分割の不承認の通知						○	
	第17条	許可証書換え申請書の受理						○	
	第19条第1項	変更承認申請書の受理						○	
	第20条第3項	風俗営業管理者証の受理						○	
	第20条第4項	風俗営業管理者証の交付						○	
	第22条	営業所の構造若しくは設備の変更の承認又は不承認の通知及び許可証書換え申請書の受理						○	
	第26条第2項	特例風俗営業業者認定の通知						○	
	第26条第3項	特例風俗営業業者の認定証再交付申請書の受理						○	
	第40条第2項	風俗営業管理者からの書面の受理					○		
	第44条第2項	店舗型性風俗特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付						○	
	第45条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付						○	
	第46条	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納の受理						○	
	第55条第2項	無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書不交付通知書の交付及び無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付又は返納の受理						○	
	第61条第2項	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付又は返納の受理						○	
	第66条第2項	店舗型電話異性紹介営業の届出確認書不交付通知書の交付及び店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付又は返納の受理						○	
	第72条第2項	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付又は返納の受理						○	
	第78条第2項	特定遊興飲食店営業の許可の通知及び許可証の交付並びに特定遊興飲食店営業管理者証の交付						○	
	第80条	許可証再交付申請書の受理						○	
	第81条	相続承認申請書の受理						○	
	第82条	合併承認申請書の受理						○	
	第83条	分割承認申請書の受理						○	
	第84条	相続、合併又は分割の承認又は不承認の通知						○	
	第85条	許可証書換え申請書の受理						○	
	第87条第1項	変更承認申請書の受理						○	
	第88条第3項	特定遊興飲食店営業管理者証の受理						○	
	第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付						○	
	第90条	営業所の構造若しくは設備の変更の承認又は不承認の通知及び許可証書換え申請書の受理						○	
	第94条第2項	特例特定遊興飲食店営業業者認定の通知						○	
	第94条第3項	特例特定遊興飲食店営業業者の認定証再交付申請書の受理						○	
	第97条第3項	特定遊興飲食店営業業者からの書面の受理					○		
	第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱	◎						
	第112条第1項	処分理由の書面交付						○	
	第112条第2項	勧告理由の書面交付						○	
	風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	風俗環境浄化協会の指定申請書の受理					○	
第2条		風俗環境浄化協会の指定の公示					○		
第3条第1項及び第2項		名称、事務所所在地の変更届出の受理及び公示					○		
第5条第1項		事業計画書及び収支予算書の受理	●						
第5条第2項		事業報告書及び収支決算書の受理	●						
第5条第3項		事業に関する報告及び資料の提出要求				○			
第6条		役員及び調査員の解任の勧告	◎						
第7条	指定の取消しの公示				○				

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年 国家公安委 員会規則第 4号）	第1条第1項	遊技機の認定申請書の受理						○	
	第2条第1項	認定に関する試験の実施						○	
	第2条第2項	指定試験機関に対する再試験の実施及び結果報告の要求						○	
	第2条第3項	遊技機又はその部品の提出の要求						○	
	第3条第1項	遊技機の認定						○	
	第3条第2項	認定及び認定拒否の通知						○	
	第5条第1項	認定の取消し	◎						
	第7条第1項	検定申請書の受理						○	
	第8条第1項	検定に関する試験の実施						○	
	第8条第2項	指定試験機関に対する再試験の実施及びその結果報告の要求						○	
	第8条第3項	遊技機の部品の提出の要求						○	
	第9条第1項	遊技機の検定						○	
	第9条第2項	検定の通知及び公示						○	
	第11条第1項及び第2項	検定の取消し	◎						
	第11条第3項	検定の取消しの公示						○	
第12条第1項	指定試験機関の公示						○		
第29条第1項	試験事務の実施及び公示						○		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）	第10条第1項	許可取消しの公示送達の実施	◎						
	第10条第2項	通知書の保管等						○	
風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則（平成28年宮城県公安委員会規則第7号）	第4条第1項	委員の解囑	◎						
迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号）	第7条第5項	区域の指定	◎						
	第13条	事業者に対する指示					○		
	第14条	事業者に対する事業停止の命令	◎						
	第15条第1項	聴聞の実施	◎						
	第15条第2項	聴聞の通知及び公示						○	
迷惑行為防止条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第8号）	第3条	指定の告示並びに指定の解除及び告示	◎						
	第4条	指示書の交付						○	
	第5条	事業停止命令書の交付						○	
飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）	第2条	区域の指定	◎						
	第7条の3	建物提供者への通知						○	
	第9条	飲食店等営業を営む者に対する指示						○	
	第10条	飲食店等営業を営む者に対する営業停止の命令	◎						
	第11条第1項	標章の貼付け						○	
	第11条第2項及び第3項	標章の取除き申請及び取り除き						○	
	第12条第1項	聴聞の実施	◎						
	第12条第2項	聴聞の通知及び公示						○	
	第13条	営業の停止の通知						○	
	第14条第1項	飲食店等営業を営む者に対する報告又は資料の提出要求						○	○
第14条第3項	身分証明書の交付						○	○	
警察本部で勤務する警察職員に交付する場合は課長専決、警察署で勤務する警察職員に交付する場合は署長専決									
飲食店等営業に係る不	第2条	指定の告示並びに指定の解除及び告示	◎						

当な勧誘、 料金の取立 て等の防止 に関する条 例施行規則 (平成14年 宮城県公安 委員会規則 第9号)	第4条	通知書の交付						○		
	第5条	指示書の交付						○		
	第6条	営業停止命令書の交付						○		
古物営業法 (昭和24年 法律第108 号)	第3条	許可						○		
	第5条第1項	許可申請の受理						○		
	第5条第2項	許可証の交付						○		
	第5条第3項	不許可の通知						○		
	第5条第4項	許可証の再交付						○		
	第6条第1項及び第2 項	許可の取消し	◎							
	第7条第1項	変更の届出(事前)						○		
	第7条第2項	変更の届出(事後)						○		
	第7条第3項	主たる営業所等の所在地を管轄する 公安委員会以外の公安委員会を經由 した変更の届出						○		
	第7条第5項	許可証の書換え						○		
	第8条第1項及び第3 項	許可証の返納						○		
	第8条の2	閲覧等						○		
	第10条第1項	競り売りの届出						○		
	第10条第2項	主たる営業所等の所在地を管轄する 公安委員会以外の公安委員会を經由 した競り売りの届出						○		
	第10条第3項	インターネットを利用した競り売り の届出						○		
	第10条の2第1項	古物競りあっせん業者の営業開始に 係る届出書の受理						○		
	第10条の2第2項	古物競りあっせん業者営業の廃止、 変更届						○		
	第13条第4項	管理者の解任勧告	◎							
	第14条第1項	仮設店舗における営業の届出						○		
	第14条第2項	主たる営業所等の所在地を管轄する 公安委員会以外の公安委員会を經由 した仮設店舗における営業の届出						○		
	第21条の5第1項及 び第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の業務の実施 の方法に係る認定					○			
	第22条第2項	身分証明書の交付						○	○	警察本部で勤務する 警察職員に交付する 場合は課長専決、警 察署で勤務する警察 職員に交付する場合 は署長専決
	第23条	指示					○			
	第24条	営業の停止及び取消し	◎							
	第25条第1項	聴聞	◎							
	第25条第2項	聴聞の通知及び公示						○		
	第26条	情報の提供						○		
第27条	国家公安委員会への報告等						○			
古物営業法 施行規則(平 成7年国 家公安委員 会規則第10 号)	第1条の3第2項	許可申請書の受理						○		
	第4条	再交付申請書の受理						○		
	第5条第3項	変更届出書(事前)の受理						○		
	第5条第6項	変更届出書(事後)の受理						○		
	第5条第9項及び第 10項	書換え申請書の受理						○		
	第6条	規約変更の届出受理						○		
	第7条	返納理由書の受理						○		
	第8条第1項	競り売り届出書の受理						○		
	第8条第3項	インターネットを利用した競り売り 届出書の受理						○		
	第9条の2第2項	古物競りあっせん業者の営業開始に 係る届出書の受理						○		
	第9条の3第3項	古物競りあっせん業者の営業の廃止 又は変更の届出書の受理						○		
	第12条	行商従業者証等の様式の承認及び公 示					○			
	第14条の2	仮設店舗における営業の届出の受理						○		

	第19条の4第1項及び第3項	古物競りあっせん業者に係る認定申請の受理					○	
	第19条の7第1項	古物競りあっせん業者に係る認定の公示等					○	
	第19条の7第2項	古物競りあっせん業者に係る不認定の通知				○		
	第19条の9第1項、第2項及び第4項	認定古物競りあっせん業者に係る変更届出の受理					○	
	第19条の10	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し及び公示	◎					
	第19条の11第1項及び第3項	外国古物競りあっせん業者に係る認定申請の受理					○	
	第19条の12	外国古物競りあっせん業者に係る認定の通知					○	
		外国古物競りあっせん業者に係る不認定の通知				○		
	第19条の13第1項及び第3項	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出の受理					○	
	第19条の14	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し	◎					
	第22条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理					○	
	第23条	盗品売買等防止団体に係る承認				○		
	第24条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示					○	
	第24条第2項	盗品売買等防止団体に係る不承認の通知					○	
	第25条第1項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理					○	
	第25条第3項	盗品売買等防止団体に係る変更届出事項の公示					○	
	第25条第4項	盗品売買等防止団体に係る変更後の書類の受理					○	
	第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業務規程又は情報管理規程の変更の認可					○	
	第26条第1項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する事業計画等の受理					○	
	第26条第2項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する事業報告書等の受理					○	
	第26条第3項	盗品売買等防止団体に係る回答業務に関する報告又は資料の提出要求					○	
	第27条	盗品売買等防止団体に対する是正又は改善の勧告					○	
	第28条第1項	回答業務廃止届出書の受理					○	
	第28条第3項	回答業務廃止の公示					○	
	第29条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し	◎					
	第29条第2項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示					○	
行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）	第2条	承認申請書の受理					○	
	第5条	資料の提出要求					○	
	第6条	廃止届出の受理					○	
	第7条	承認の取消し及び通知	◎					
古物営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第17号）	第11条の2第1項	許可取消しの公示送達の実施	◎					
	第11条の2第2項	通知書の保管等					○	
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	許可					○	
	第3条第2項	意見の聴取及び証拠の提出	◎					
	第3条第3項	不許可の通知					○	
	第4条第1項	営業内容の変更許可					○	
	第4条第2項及び第3項	届出の受理					○	
	第7条	保管設備	◎					
	第8条第1項	許可証の交付					○	
	第8条第2項	許可証の書換え					○	

	第8条第3項	許可証紛失等の届出受理						○		
	第8条第4項	許可証の再交付						○		
	第9条	許可証返納の受理						○		
	第25条	許可の取消し及び停止	◎							
	第26条第1項	聴聞の実施	◎							
	第26条第2項	聴聞の通知及び公示						○		
	第27条	他の公安委員会への通知						○		
	第28条第3項第1号	相続承認等						○		
	第28条第5項及び第6項	質契約終了の承認、不承認				○				
質屋営業法 施行規則（ 昭和25年総 理府令第25 号）	第1条	許可申請の受理						○		
	第4条	営業所移転許可申請受理						○		
	第5条	営業内容の変更許可申請の受理						○		
	第6条	廃業届出の受理						○		
	第7条第1項	休業届出の受理						○		
	第7条第2項	休業延長届出の受理						○		
	第7条第3項	営業再開届出の受理						○		
	第8条第1項	変更届出の受理						○		
	第9条	保管設備変更届出の受理						○		
	第10条	死亡届出の受理						○		
	第12条	許可証書換え申請の受理						○		
	第14条	許可証再交付申請の受理						○		
	質屋営業法 施行細則（ 平成17年宮 城県公安委 員会規則第 16号）	第15条第2項	許可取消しの公示送達の実施	◎						
		第15条第3項	通知書の保管等						○	
銃砲刀剣類 所持等取締 法（昭和33 年法律第6 号）	第3条第1項第11号、 第12号及び第15号	銃砲刀剣類の製造及び製作販売の届 出の受理						○		
	第3条第1項第13号 及び第14号	クロスボウの製造及び製作販売の届 出の受理						○		
	第3条第2項	人命救助等に従事する者の届出の受 理						○		
	第3条第3項及び第 3条の2第2項	使用人の届出の受理						○		
	第4条第1項及び第 5項	銃砲等又は刀剣類の所持許可（第1 項第1号、第2号の2、第4号、第 5号、第5号の2及び第5号の3の 規定による許可に限る。）	新規許可					○		
			追加許可（第5条の2第4項に 規定するライフル銃に限る。）					○		
			追加許可（第5条の2第4項に 規定するライフル銃を除く。）						○	
		銃砲等又は刀剣類の所持許可（第1 項第1号、第2号の2、第4号、第 5号、第5号の2及び第5号の3の 規定による許可を除く。）						○		
	第4条第2項	許可への条件の付与及び変更						○		
	第4条の2第1項	許可申請書の受理						○		
	第4条の3第1項	認知機能検査の実施						○		
	第4条の3第2項	診断書の提出命令							○	
		医師の指定	◎							
	第4条の4第1項	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認						○		
	第4条の4第2項	猟銃又は空気銃への打刻命令						○		
	第4条の4第3項	クロスボウへの許可表示命令						○		
	第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催						○		
	第5条の3第2項	講習修了証明書の交付（第4条第1 項第1号の規定による猟銃又は空気 銃の許可を受けようとする者に対す る講習会に限る。）						○		
			講習修了証明書の交付（第7条の3 第2項の規定による許可の更新を受 けようとする者に対する講習会に限 る。）					○	○	警察本部が開催する 場合は課長専決、警 察署が開催する場 合は署長専決
	第5条の3第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付						○		
第5条の3第4項	講習会開催事務の一部委託						○			
第5条の3の2第1 項	クロスボウ講習会の開催						○			
第5条の3の2第2	講習修了証明書の交付（第4条第1						○			

項	項第1号の規定によるクロスボウの許可を受けようとする者に対する講習会に限る。)							
	講習修了証明書の交付(第7条の3第2項の規定によるクロスボウの許可の更新を受けようとする者に対する講習会に限る。)					○	○	警察本部が開催する場合は課長専決、警察署が開催する場合は署長専決
第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付						○	
第5条の3の2第4項	講習会開催事務の一部委託					○		
第5条の4第1項	猟銃の技能検定の実施					○		
第5条の4第2項	技能検定合格証明書の交付					○		
第5条の4第3項	技能検定申請書の受理及び技能検定合格証明書の書換え又は再交付						○	
第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催					○		
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付						○	
第5条の5第3項	技能講習修了証明書の書換え又は再交付						○	
第5条の5第4項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会開催事務の一部委託					○		
第6条第1項	国際競技に参加するため入国する外国人への銃砲等又は刀剣類の所持許可					○		
第6条第2項	国際競技に参加するための許可の期間の決定					○		
第6条第3項	国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請書の受理						○	
第7条第1項	許可証の交付及び記載						○	
第7条第2項	許可証の書換え及び再交付						○	
第7条の3第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新						○	
第7条の3第3項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの更新申請書の受理、認知機能検査の実施及び診断書の提出命令						○	
第8条第2項、第4項、第5項及び第9条第3項	返納する許可証の受理						○	
第8条第3項	許可事項の抹消						○	
第8条第7項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置						○	
第8条第8項	仮領置物件の返還						○	
第8条第9項	仮領置物件の売却及び廃棄						○	
第8条第10項	売却代金の交付						○	
第8条の2第2項	拳銃部品の提出命令及び仮領置						○	
第8条の2第3項	仮領置した拳銃部品の返還						○	
第8条の2第4項	仮領置した拳銃部品の売却、廃棄及び売却代金の交付					○		
第9条の2第1項	指定射撃場の指定	●						部長専決で報告
第9条の2第2項	指定射撃場の指定解除	◎						
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定	●						部長専決で報告
第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定解除	◎						
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定	●						部長専決で報告
第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定解除	◎						
第9条の4第1項	教習射撃場の指定	●						部長専決で報告
第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任及び解任の届出受理						○	
第9条の4第3項	教習射撃指導員の解任命令	◎						
第9条の5第2項	教習資格の認定					○		
	教習資格認定証の交付						○	
第9条の5第3項	教習資格認定の取消し	◎						
	返納する教習資格認定証の受理						○	
第9条の5第4項	教習資格認定申請書の受理並びに教習資格認定証の書換え及び再交付						○	
第9条の6第2項	教習用備付け銃の備付け及び変更の届出						○	
第9条の6第3項	教習用備付け銃への打刻命令					○		
第9条の7第3項	教習用備付け銃の保管設備及び方法					○		

	の改善等命令						
第9条の8第1項	教習射撃場の指定解除又は教習修了 証明書の交付禁止	◎					
第9条の8第2項	交付禁止処分に違反した場合の教習 射撃場の指定解除	◎					
第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領 置					○	
第9条の8第4項	教習用備付け銃の返還					○	
第9条の8第5項	仮領置した教習用備付け銃の売却、 廃棄及び売却代金の交付				○		
第9条の9第1項	練習射撃場の指定	●					部長専決で報告
第9条の9第2項	練習射撃指導員の選任又は解任の届 出の受理					○	
	練習射撃指導員の解任命令	◎					
第9条の10第2項	練習資格認定及び認定証の交付					○	
第9条の10第3項	練習資格認定申請の受理、返納する 練習資格認定証の受理及び練習資格 認定証の書換え又は再交付					○	
	練習資格認定の取消し	◎					
第9条の11第2項	練習用備付け銃の備付け及び変更の 届出の受理					○	
	練習用備付け銃への打刻命令					○	
	練習用備付け銃の保管の設備又は方 法の改善等の命令				○		
第9条の12第1項	練習射撃場の指定解除	◎					
第9条の12第2項	練習用備付け銃の提出命令及び仮領 置					○	
第9条の12第3項	仮領置した練習用備付け銃の返還					○	
第9条の12第4項	仮領置した練習用備付け銃の売却又 は廃棄及び売却代金の交付					○	
第9条の13第1項	年少射撃資格認定申請書の受理					○	
	年少射撃資格の認定				○		
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付					○	
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証の書換え又は再 交付					○	
第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会 の開催					○	
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付					○	
第9条の14第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換 え又は再交付					○	
	年少射撃資格の認定のための講習会 開催事務の一部委託					○	
第9条の15第2項及 び第3項	返納する年少射撃資格認定証の受理					○	
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定				○		
	クロスボウ射撃資格認定証の交付					○	
第9条の16第2項	クロスボウ射撃資格認定申請の受理 及び認定証の書換え又は再交付					○	
	クロスボウ射撃資格認定の取消し	◎					
	返納するクロスボウ射撃資格認定証 の受理					○	
第10条の6第1項	保管状況の報告徴収					○	
第10条の6第2項	立入検査					○	
第10条の6第6項	銃砲の保管設備及び方法の改善等命 令				○		
第10条の8第1項	猟銃等保管業者の届出の受理					○	
第10条の8第2項	猟銃等保管業者への保管設備及び方 法の改善等命令				○		
第10条の8第3項	猟銃等保管業者に対する廃止及び業 務停止命令	◎					
第10条の8第4項	猟銃等保管業者の廃止届出の受理					○	
第10条の8の2第1 項	クロスボウ保管業者の届出の受理					○	
第10条の8の2第2 項	クロスボウ保管業者への保管設備及 び方法の改善等命令				○		
第10条の8の2第3 項	クロスボウ保管業者に対する廃止及 び業務停止命令	◎					
第10条の8の2第4 項	クロスボウ保管業者の廃止届出の受 理					○	
第10条の9第1項	銃砲等又は刀剣類所持許可者に対す る危害予防上の指示				○		
第10条の9第2項	年少射撃資格者に対する危害予防上				○		

	の指示						
	第11条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項	所持許可の取消し	◎				
	第11条第8項及び第9項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置				○	
	第11条第10項及び第11項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還				○	
	第11条第12項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却、廃棄及び売却代金の交付			○		
	第11条の2第1項、第2項及び第3項	拳銃部品の提出命令及び仮領置				○	
	第11条の2第4項及び第5項	仮領置した拳銃部品の返還				○	
	第11条の2第6項	仮領置した拳銃部品の売却、廃棄及び売却代金の交付			○		
	第11条の3第1項及び第2項	年少射撃資格の認定の取消し	◎				
	第12条第1項	聴聞の通知及び公示				○	
	第12条の3	報告徴収及び医師の受診命令				○	
		医師の指定	◎				
	第13条	検査及び報告徴収				○	○
	第13条の2	公務所等への照会					○
	第13条の3第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管					○
	第13条の3第2項	保管した銃砲等又は刀剣類の返還					○
	第13条の3第3項	拳銃部品の提出命令及び保管					○
	第13条の3第4項	保管した拳銃部品の返還					○
	第14条第4項	古式銃砲及び刀剣類の登録通知の受理				○	
	第16条第2項	登録証の返納通知の受理				○	
	第17条第3項	登録銃砲刀剣類の移動通知の受理				○	
	第18条の2第3項	刀剣類製作承認通知の受理				○	
	第22条の2第1項	模造拳銃の製造及び輸出の届出の受理				○	
	第22条の3第2項	模擬銃器の製造及び輸出の届出の受理				○	
	第26条第1項	災害、騒乱等での銃砲等又は刀剣類の授受、運搬、携帯の禁止及び制限	◎				
	第26条第2項	災害、騒乱等での銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置	◎				
	第26条第3項	災害、騒乱等での銃砲等又は刀剣類の授受、運搬、携帯の禁止及び制限の議会承認手続	◎				
	第26条第5項	災害、騒乱等で仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還				○	
	第27条第1項	不法所持などの銃砲等又は刀剣類の提出命令				○	
	第27条第3項	提出を受けた銃砲等又は刀剣類の売却、廃棄及び売却代金の交付				○	
	第27条の2第1項	指定射撃場等に対する報告徴収				○	○
	第27条の2第2項	指定射撃場等に対する立入検査				○	○
	第27条の3	警察官又は海上保安官に対する拳銃等の譲受け等の許可	◎				
	第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱	◎				
	第28条の2第3項	猟銃安全指導委員に対する情報の提供					○
	第28条の2第6項	猟銃安全指導委員に対する研修の実施				○	
	第28条の2第7項	猟銃安全指導委員の解嘱	◎				
	第29条第1項	申出の受理					○
	第29条第2項	調査の実施					○
		調査後の措置	●				部長専決で報告
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第6条第1項	拳銃又は空気拳銃の所持許可期間の決定				○	
	第6条第2項	芸能公演又は博覧会等の催しの展示用銃砲等又は刀剣類の所持許可期間の決定				○	
	第17条第2項	猟銃等講習会の開催日時等の公表				○	
	第19条の2第2項	クロスボウ講習会の開催日時等の公表				○	

	第20条第1項	技能検定の実施の通知					○	
	第21条第1項	技能講習の実施の通知					○	
	第24条第1項	国際競技に参加する外国人に対する所持許可期間の決定					○	
	第24条第2項	国際競技に参加する外国人に対する所持許可期間の延長					○	
	第26条第2項	教習資格認定証の有効期間の決定					○	
	第29条第1項	年少射撃資格講習会の開催日時等公表					○	
	第35条第1項	他の都道府県公安委員会への銃砲等又は刀剣類の確認の通知					○	
	第35条第2項	他の都道府県公安委員会への許可証の書換えの通知					○	
	第35条第3項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人に対する所持許可証の書換え又は再交付の通知					○	
	第35条第4項	他の都道府県公安委員会への国際競技に参加する外国人に対する所持許可証の返納受理の通知					○	
	第35条第5項	他の都道府県公安委員会への許可証の返納受理の通知					○	
	第35条第6項	他の都道府県公安委員会への年少射撃資格認定証の書換えの通知					○	
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和33年 総理府令第16号)	第1条第2項	申請書等の提出部数の決定					○	
	第4条第1項	銃砲刀剣類製造等届出書の受理					○	
	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書に係る記載事項変更届の受理					○	
	第4条第3項	銃砲刀剣類製造等届出の受理書の交付					○	
	第4条第4項	銃砲刀剣類製造等廃止届の受理					○	
	第5条第1項	人命救助等に従事する者届出書の受理					○	
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書書の交付					○	
	第5条第3項	人命救助等に従事する者届出に係る記載事項変更等届出の受理					○	
		人命救助等に従事する者届出済証明書書の亡失等の届出					○	
	第6条第1項	使用人届出書の受理					○	
	第6条第2項	使用人届出済証明書書の交付					○	
	第6条第3項	使用人届出書に係る記載事項変更等届出の受理					○	
	第6条第5項	使用人届出済証明書書の亡失等の届出受理					○	
	第10条第1項第2項	医師の認定					○	
	第12条第2項	推薦の取消し通知の受理					○	
	第17条第1項	銃砲等又は刀剣類の確認手続					○	
	第18条	打刻命令書の交付					○	
	第18条の2第2項	表示措置命令書等の交付					○	
	第18条の2第3項	クロスボウ番号標の亡失等の届出の受理					○	
	第20条	講習受講申込書の受理					○	
	第22条	講習修了証明書再交付等申請書の受理					○	
	第25条	技能検定合格証明書再交付等申請書の受理					○	
	第26条	技能講習受講申込書の受理					○	
	第29条	技能講習修了証明書再交付等申請書の受理					○	
	第30条	許可期間延長申請書の受理					○	
	第32条第1項	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書の受理					○	
	第33条	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書の受理					○	
第35条	許可証の受理及び新たな許可証の交付					○		
第36条	銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書の受理					○		
第37条	許可事項抹消申請書の受理					○		
第38条	仮領置書の交付					○		
第39条第1項	銃砲等又は刀剣類返還申請書の受理					○		
第40条	仮領置書の受理及び受領書の交付					○		

第41条	仮領置書及び代金領収書の受理並びに売却した代金の交付					○
第42条第2項	推薦の取消通知の受理					○
第43条	射撃指導員指定申請書の受理					○
第44条	射撃指導員指定書の交付					○
第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付					○
第46条	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理					○
第50条	教習射撃場指定申請書の受理					○
第51条	教習射撃場指定書の交付					○
第52条	教習射撃指導員選任等届出書の受理					○
第53条	教習射撃指導員解任命令書の交付					○
第54条	記載事項変更届出書の受理					○
第56条	教習資格認定証再交付等申請書の受理					○
第58条第1項	教習用備付け銃等届出書又は教習用備付け銃等変更届出書の受理					○
第58条第2項	教習用備付け銃等届出受理書又は教習用備付け銃等変更届出受理書の交付					○
第61条	教習射撃場指定解除通知書の交付					○
第62条	教習修了証明書交付禁止通知書の交付					○
第64条	練習射撃場指定申請書の受理					○
第65条	練習射撃場指定書の交付					○
第66条	練習射撃指導員選任等届出書の受理					○
第67条	練習射撃指導員解任命令書の交付					○
第68条	練習射撃場の記載事項変更届出書の受理					○
第70条	練習資格認定証再交付等申請書の受理					○
第72条	練習用備付け銃等届出書又は練習用備付け銃等変更届出書の受理及び練習用備付け銃等届出受理書又は練習用備付け銃等変更届出受理書の交付					○
第74条	練習射撃場指定解除通知書の交付					○
第78条	年少射撃資格認定証書換申請書の受理					○
第79条	年少射撃資格認定証再交付申請書の受理					○
第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理					○
第82条	年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書の受理					○
第82条の3	クロスボウ射撃資格認定証再交付等申請書の受理					○
第82条の4	危害を防止する上で有効であると認める措置の決定			○		
第90条第1項	保管業届出書の受理					○
第90条第2項	記載事項変更届の受理					○
第90条第3項	届出受理書の交付					○
第90条第4項	保管業廃止届出書の受理					○
第93条	保管業務廃止等命令書の交付					○
第94条	使用実績報告書の受理					○
第96条	保管書の交付					○
第97条	交付していた保管書の受理及び受領書の交付					○
第100条第1項	準空気銃製造等届出書の受理				○	
第100条第2項	準空気銃製造等届出書の記載事項変更届の受理					○
第100条第3項	準空気銃製造等届出受理書の交付					○
第100条第4項	準空気銃製造等廃止届の受理					○
第102条第2項	模造拳銃製造等届出書の受理				○	
第102条第3項	模造拳銃製造等届出書の記載事項変更届の受理					○
第102条第4項	模造拳銃製造等届出受理書の交付					○
第102条第5項	模造拳銃製造等廃止届の受理					○
第103条第2項	模擬銃器製造等届出書の受理				○	
	模擬銃器製造等届出書の記載事項変更届の受理、模擬銃器製造等届出受理書の交付及び模擬銃器製造等廃止届の受理					○
第108条	銃砲刀剣類等一時保管書及び代金領					○

		収書の受理並びに売却代金の交付							
	第113条	提出命令書の交付						○	
	第114条	提出命令書及び代金領収書の受理並びに売却代金の交付						○	
	第117条	台帳の登載及び整理						○	
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第4条第2項	静穏を保持するため等に必要な距離の決定					○		
	第10条	指定申請書の受理						○	
	第11条	指定通知書の交付						○	
	第12条	指定期間の決定					○		
	第13条	記載事項変更届の受理					○		
	第14条	指定解除通知書の交付						○	
技能検定及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号）	第5条	技能検定の打ち切り						○	
猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	猟銃安全指導委員の区域の選定	◎						
	第2条第2項	猟銃安全指導委員の氏名等の周知措置					○	○	
	第6条第1項	猟銃安全指導委員証の交付					○		
	第6条第2項	腕章の交付					○		
	第8条	解雇理由の通知及び弁明の機会の供与					○		
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第17条第1項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可						○	
	第17条第2項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の不許可						○	
	第17条第3項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可の取消し	◎						
	第17条第4項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可証の交付						○	
	第17条第6項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可証の有効期間の決定						○	
	第17条第7項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可証の書換え						○	
	第17条第8項及び第50条の2	猟銃用火薬類の譲渡及び譲受の許可証の再交付						○	
	第19条第1項	運搬証明書書の交付						○	
	第19条第2項	運搬に対する必要な指示						○	
	第19条第3項	運搬証明書への指示の記載						○	
	第19条第4項	運搬証明書の有効期間の決定、書換え及び再交付等						○	
	第19条第5項	運搬に関する公安委員会間の連絡					○		
	第24条第1項及び第50条の2	猟銃用火薬類の輸入の許可						○	
	第24条第2項及び第50条の2	猟銃用火薬類の輸入の不許可						○	
	第24条第3項及び第50条の2	猟銃用火薬類の輸入届の受理						○	
	第25条第1項及び第50条の2	猟銃用火薬類の消費の許可						○	
	第25条第2項及び第50条の2	猟銃用火薬類の消費の不許可						○	
	第25条第3項及び第50条の2	猟銃用火薬類の消費の許可の取消し	◎						
	第43条第2項	立入検査						○	
	第45条	緊急措置	●						
	第48条	譲渡、譲受等の許可条件の付与					○		
	第52条第1項	知事からの意見聴取							
		新規・第1種規模の場合					○		
		上記以外の場合						○	
	第52条第2項	処分等の通報受理						○	
	第52条第3項	緊急措置の通報受理					○		
	第52条第4項	措置要請	●						
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）	第13条第3項	意見聴取への回答						○	
	第14条	処分等の通報の受理						○	
	第15条	緊急措置の通報受理					○		
		措置要請	●						

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条	猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の受理					○	
	第3条第1項	猟銃用火薬類等譲受許可申請書の受理					○	
	第6条	猟銃用火薬類等譲渡許可証書換申請書等の受理					○	
	第7条	猟銃用火薬類等譲渡許可証再交付申請書等の受理					○	
	第8条	譲受許可証の継続記載欄追加					○	
	第9条第1項	猟銃用火薬類等輸入許可申請書の受理					○	
	第9条第3項	輸入許可書の交付					○	
	第9条第4項	猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届の受理					○	
	第10条	猟銃用火薬類等輸入届の受理					○	
	第11条第1項	猟銃用火薬類等消費許可申請書の受理					○	
	第11条第2項	消費許可書の交付等					○	
	第13条第1項	申請、届出その他の手続の受理					○	
	第13条第2項	申請書等の書類部数の決定				○		
	第14条	許可台帳の整理					○	
警備業法（昭和47年法律第117号）	第4条	警備業の認定				○		
	第5条第1項	認定申請の受理					○	
	第5条第2項	認定の通知					○	
	第5条第3項	不認定の通知					○	
	第7条第1項	認定の有効期間の更新申請の受理					○	
	第7条第2項	認定の有効期間の更新				○		
	第7条第3項	認定の不更新の通知					○	
	第7条第4項	認定の有効期間の更新申請の受理					○	
	第8条	認定の取消し	◎					
	第9条	営業所設置届出					○	
	第10条	警備業の廃止の届出					○	
	第11条第1項	警備業の変更の届出					○	
	第11条第2項	管轄公安委員会への通知					○	
	第11条第3項	営業所の変更					○	
	第12条	死亡等の届出					○	
	第16条第2項及び第3項	服装の届出及び変更					○	
	第17条第2項	護身用具の届出及び変更					○	
	第22条第2項	警備員指導教育責任者資資格者証の交付					○	
	第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施					○	
	第22条第2項第2項	適格者の認定				○		
	第22条第4項	警備員指導教育責任者資格者証の不交付				○		
	第22条第5項	資格者証の書換え					○	
	第22条第6項	資格者証の再交付					○	
	第22条第7項	資格者証の返納命令	◎					
	第22条第8項	警備員指導教育責任者に選任した者に対する警備員の指導及び教育に関する講習の実施					○	
	第23条第1項	警備員の検定					○	
	第23条第4項	合格証明書の交付					○	
	第23条第5項	合格証明書の不交付				○		
		合格証明書の書換え又は再交付 合格証明書の返納命令	◎				○	
	第40条	機械警備業務開始届出					○	
	第41条	機械警備業の廃止又は変更					○	
	第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付					○	
第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習の実施					○		
第42条第2項第2項	適格者の認定				○			
第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の不交付				○			
	機械警備業務管理者資格者証の再交付又は書換え 機械警備業務管理者資格者証の返納命令	◎				○		
第46条	報告又は資料の提出要求					○	○	
第47条第1項	立入検査の実施					○	○	
第47条第2項	身分証明書の交付					○	○	

警察本部で勤務する警察職員に交付する場合は課長専決、警

									察署で勤務する警察職員に交付する場合は署長専決
	第48条	指示				○			
	第49条	営業の停止又は営業の廃止	◎						
	第50条第1項	聴聞の実施	◎						
	第50条第2項	聴聞の通知及び公示					○		
	第51条	欠格性診断の医師の指定	◎						
警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)	第4条第2項	医師の受診の求め				○			
	第9条	認定の有効期間の更新の通知					○		
	第39条第3項	警備員指導教育責任者の兼任の承認					○		
	第42条第1項	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の受理						○	
	第43条第1項及び第3項	警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書及び再交付申請書の受理						○	
	第44条	資格者証及び合格証明書の返納命令書の交付並びに返納受理						○	
	第63条第1項	機械警備業務管理者資格者証交付申請書、機械警備業務管理者資格者証書換え申請書及び機械警備業務管理者資格者証再交付申請書の受理						○	
	第63条第2項	医師の受診の求め					○		
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)	第2条	警備員指導教育責任者講習の実施の公示					○		
	第3条第4号	講習対象者の認定					○		
	第4条	警備員指導教育責任者講習受講申込書の受理						○	
	第7条第1項及び第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付及び再交付					○		
	第8条	適格者の認定					○		
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知					○		
	第12条第1項及び第2項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付及び再交付					○		
	第13条	機械警備業務管理者講習の実施の公示及び受講申込書の受理						○	
警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)	第14条	適格者の認定					○		
	第6条第3項	実技試験を行う警察職員の指定					○		
	第7条	検定の公示					○		
	第8条第2号	受検資格者の認定					○		
	第9条	検定申請の受理						○	
	第10条	受検票の交付						○	
	第11条	成績証明書の交付					○		
	第12条	成績証明書の書換え及び再交付の申請の受理						○	
警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号)	第14条	合格証明書交付申請の受理						○	
	第15条第1項及び第3項	合格証明書の書換え及び再交付の申請の受理						○	
警備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)	第1条第4号及び第2条第5号	警備員教育を行う者等の指定					○		
	第4条第2項	認定取消しの公示送達の実施	◎						
	第4条第3項	通知書の保管等					○		
探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)	第19条	警備業務対象施設の承認					○		
	第4条第1項	届出書の受理						○	
	第4条第2項	廃止又は変更の届出書の受理						○	
	第13条第1項	探偵業者に対する報告又は資料の提出の要求及び立入検査の実施					○	○	
	第13条第2項	身分証明書の交付					○	○	警察本部で勤務する警察職員に交付する場合は課長専決、警察署で勤務する警察職員に交付する場合は署長専決
	第14条	指示				○			
	第15条第1項	営業の停止命令	◎						

	第15条第2項	営業の廃止命令	◎					
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	事業の開始の届出の受理					○	
	第7条第2項	事業の廃止又は変更の届出の受理					○	
	第13条及び第15条第2項第1号	事業者に対する指示				○		
	第14条第1項及び第15条第2項第2号	事業の停止命令	◎					
	第14条第2項	事業の廃止命令	◎					
	第15条第1項（第3項において準用する場合を含む。）	処分移送通知書の他の公安委員会への送付	●					部長専決で報告
	第15条第2項	他の公安委員会から送付を受けた処分移送通知書の受理	●					部長専決で報告
	第16条	事業者に対する報告又は資料の提出要求					○	
第17条第1項	事業の届出の受理等の国家公安委員会への報告等					○		
第17条第2項	事業者の違反行為を認知した場合の他の公安委員会への通報等					○		
第20条	登録誘引情報提供機関に対する事業者情報の提供					○		
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第1項	通報の受理					○	
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項及び第11条の4第3項	通報の受理					○	
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	製造許可等の通報受理					○	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	通報の受理					○	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	運搬証明書の交付					○	
	第59条第6項及び第7項	運搬の日時、経路等の指示及び運搬証明書への記載					○	
	第59条第9項及び第10項	運搬証明書の書換え及び再交付					○	
	第62条の3	事故に関する報告の受理	●					
	第67条第1項	運搬等の状況に関する報告の徴収					○	
第68条第1項	立入検査					○		
核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）	第2条第1項及び第2項	核燃料物質等運搬届出書の受理					○	
	第5条	核燃料物質等運搬証明書書換え申請書の受理					○	
	第6条	核燃料物質等運搬証明書再交付申請書等の受理					○	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	運搬届の受理					○	
	第18条第6項	運搬の日時、経路等の指示					○	
	第42条第1項	運搬等の状況に関する報告の徴収					○	
	第43条の2第1項	立入検査					○	
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第1項及び第2項	放射性同位元素等運搬届出書の受理					○	
	第2条第4項	放射性同位元素等運搬届出書の交付					○	
	第3条第2項	放射性同位元素等運搬指示書の交付					○	
	第5条	報告徴収					○	
化学兵器の	第17条第1項	特定物質の運搬届出の受理	●					

禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第2項	運搬の日時及び経路等の指示				○			
	第17条第3項	指示内容の運搬証明書への記載				○			
	第32条第1項	運搬等の状況に関する報告の徴収				○			
特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）	第33条第2項	立入検査				○			
	第1条第1項	特定物質運搬届出書の受理	●						
	第1条第2項	出発地公安委員会に対する運搬届出書の送付				○			
	第4条	特定物質運搬証明書書換え申請書の受理				○			
	第5条	特定物質運搬証明書再交付申請書の受理				○			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬証明書の交付				○			
	第56条の27第2項及び第3項	運搬の日時、経路等の指示及び運搬証明書への記載				○			
	第56条の27第7項	運搬証明書の書換え及び再交付				○			
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）	第1条第1項及び第2項	届出対象病原体等届出書の受理				○			
	第5条	届出対象病原体等届出書書換え申請書の受理				○			
	第6条	届出対象病原体等届出書再交付申請書の受理				○			
火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）	第2条第1項	運搬届出の受理						○	
	第4条	運搬証明書記載事項変更届の受理						○	
	第5条	再交付申請書の受理						○	
不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	援助申出の相当性の判断と援助措置の実施				○			
	第9条第2項	事例分析の事務の委任の判断				○			
	第9条第5項	啓発及び知識の普及						○	
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第1条第1項	援助申出書の受理				○			
	第1条第2項	援助に必要な書類の提出要請				○			
	第2条	援助措置の実施				○			
	第3条	事例分析の実施の事務の委託先の選定	●						部長専決で事後報告
航空法（昭和27年法律第231号）	第131条の2の5第9項	国土交通大臣との協議				○			
	第131条の2の6第4項	国土交通大臣との協議				○			
	第134条第5項	国土交通大臣との協議				○			

5 地域関係

根拠法令	条項	事務内容	事務処理区分					備考
			委員会 決裁	専決 本部長	専決 部長	専決 課長	専決 署長	
河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）	第18条第4	河川管理者からの意見聴取			○			
二級河川における竹木の流送及び舟又はいかだの通航に	第2条第2項及び第3条第4項	知事からの意見聴取			○			

関する条例 (平成14年 宮城県条例 第87号)								
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

6 刑事関係

根拠法令	条 項	事 務 内 容	事 務 処 理 区 分					備 考
			委員会 決 裁	本部長	部長	課長	署長	
犯罪捜査共 助規則（昭 和32年国家 公安委員会 規則第3号 ）	第12条第1項	専門捜査員の派遣に関する協定の締結	◎					
国際捜査共 助等に関する法律（昭 和55年法律 第69号）	第14条第2項	収集した証拠の国家公安委員会への送付	●					
犯罪による 収益の移転 防止に関す る法律（平 成19年法律 第22号）	第9条第1項	疑わしい取引の届出の受理				○		
	第9条第3項	主務大臣への通知				○		
	第13条	報告又は資料の提出要求				○		
	第14条第1項	立入検査の実施				○		
	第15条	指導、助言及び勧告				○		
	第16条	是正命令			○			
暴力団員に よる不当な 行為の防止 等に関する 法律（平成 3年法律第 77号）	第3条	暴力団の指定	◎					
	第4条	指定暴力団連合の指定	◎					
	第5条第1項（第1 5条の2第8項及び 第9項並びに第30 条の8第4項及び第5 項において準用する 場合を含む。）	指定に係る意見聴取の実施（公開、 非公開の決定を含む。）	◎					
	第5条第2項（第1 5条の2第8項及び 第9項並びに第30 条の8第4項及び第5 項において準用する 場合を含む。）	指定に係る意見聴取の通知及び公示				○		
	第5条第4項（第1 5条の2第8項及び 第9項並びに第30 条の8第4項及び第5 項において準用する 場合を含む。）	意見聴取を行わない指定	◎					
	第6条第1項	指定に係る国家公安委員会への確認 請求	●					
	第6条第4項	指定に係る国家公安委員会からの確 認結果通知の受理	●					
	第7条第1項（第15 条の2第8項及び第 9項、第15条の4第 2項、第30条の8第 4項及び第5項並び に第30条の12第2 項において準用する場 合を含む。）	指定の公示				○		
	第7条第3項（第15 条の2第8項及び第 9項、第15条の4第 2項、第30条の8第 4項及び第5項並び に第30条の12第2 項において準用する場 合を含む。）	指定に係る代表者又はこれに代わる べき者に対する通知				○		
	第7条第4項（第15 条の2第8項及び第 30条の8第4項にお いて準用する場合を 含む。）	指定に係る公示された事項に変更が あったときの公示			○			
第8条第2項	指定暴力団の指定取消し	◎						

第8条第3項	指定暴力団連合が指定暴力団として指定された場合における指定暴力団連合の指定取消し	◎						
第8条第4項	指定暴力団等の指定取消しに係る国家公安委員会への確認	●						
第8条第5項	指定暴力団等の指定取消しに係る国家公安委員会からの確認通知の受理	●						
第8条第7項	指定取消しの通知及び公示					○		
第11条第2項	暴力的要求行為に対する再発防止命令	◎						
第12条第1項	暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令	◎						
第12条の2	指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令	◎						
第12条の4第1項	準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令	◎						
第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示	◎						
第12条の6第2項	準暴力的要求行為に対する再発防止命令	◎						
第13条	暴力的要求行為の相手方に対する援助					○		
第14条第1項	事業者に対する援助					○		
第14条第2項	責任者講習の実施					○		
第14条第3項	責任者講習の通知					○		
第15条第1項（第3項において準用する場合を含む。）	異なる指定暴力団の間の対立抗争に係る事務所使用制限命令（仮の命令を除く。）	◎						
第15条第2項（第3項において準用する場合を含む。）	事務所使用制限命令の期限の延長	◎						
第15条第4項	事務所使用制限に伴う標章の貼付け					○		
第15条第5項	事務所からの標章の取り除き					○		
第15条の2第1項（第4項において準用する場合を含む。）	特定抗争指定暴力団等の指定	◎						
第15条の2第2項（第4項において準用する場合を含む。）	特定抗争指定暴力団等の指定に係る期限の延長	◎						
第15条の2第3項（第4項において準用する場合を含む。）	特定抗争指定暴力団等の指定に係る警戒区域の変更	◎						
第15条の2第5項	特定抗争指定暴力団等の事務所に対する標章の貼付け					○		
第15条の2第6項	特定抗争指定暴力団等の事務所からの標章の取り除き					○		
第15条の4第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消し	◎						
第18条第2項	加入の強要等に対する再発防止命令	◎						
第18条第3項	少年脱退措置命令	◎						
第19条	加入の強要の命令等の禁止に対する再発防止命令	◎						
第22条第2項	指詰め等の強要等に対する再発防止命令	◎						
第23条	指詰め等の強要の命令等に対する再発防止命令	◎						
第26条第2項	少年に対する入れ墨の強要等に対する再発防止命令	◎						
第27条	少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する再発防止命令	◎						
第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置を行う旨の決定					○		
第28条第2項	離脱者に対する援護等に関する啓発					○		
第28条第3項	離脱希望者の状況について暴力追放運動推進センターから報告を求める旨の決定					○		
第30条の4	損害賠償請求等の妨害に対する防止命令（仮の命令を除く。）	◎						
第30条の5第1項	対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等に係る禁止命令（仮の命令を除く。）	◎						

	第30条の5第2項	禁止命令の取消し	◎					
	第30条の7第2項	縄張に係る禁止行為に対する防止命令	◎					
	第30条の7第3項	縄張に係る禁止行為の類似行為に対する防止命令	◎					
	第30条の7第4項	営業を営む者等の類似行為に対する防止命令	◎					
	第30条の8第1項	特定危険指定暴力団等の指定	◎					
	第30条の8第2項	特定危険指定暴力団等の指定に係る期限の延長	◎					
	第30条の8第3項	特定危険指定暴力団等の指定に係る警戒区域の変更	◎					
	第30条の10第2項	反復する禁止行為に対する防止命令	◎					
	第30条の11第1項	特定危険指定暴力団等の事務所使用	◎					
	第30条の11第2項	事務所使用制限命令の期限の延長	◎					
	第30条の11第3項	事務所使用制限に伴う標章の貼付け					○	
	第30条の11第4項	事務所からの標章の取り除き					○	
	第30条の12第1項	特定危険指定暴力団等の指定取消し	◎					
	第32条の3第1項	暴力追放運動推進センターの指定	◎					
	第32条の3第5項	暴力追放運動推進センターに対する改善措置命令	◎					
	第32条の3第6項	暴力追放運動推進センターの指定取消し	◎					
	第33条第1項	指定暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出要求又は事務所への立ち入り実施	●					
	第34条第1項	命令に係る意見聴取の実施	◎					
	第34条第2項	命令意見聴取に係る通知及び公示					○	
	第34条第4項	第12条の2の規定による命令の意見聴取に係る関係指定暴力団員の出頭及び陳述の許可					○	
	第34条第5項	意見聴取を行わない命令	◎					
	第35条第3項	仮の命令に係る意見聴取	◎					
	第35条第4項	仮の命令に関する管轄公安委員会への通知					○	
	第35条第5項	仮の命令の意見聴取に係る通知及び公示					○	
	第35条第6項	仮の命令後の本命令発出	◎					
	第35条第8項	仮の命令が不当であると認めた場合の効力失効					○	
	第36条第1項	国家公安委員会への暴力団関係の報告					○	
	第36条第2項	国家公安委員会からの主たる事務所決定の通報受理					○	
	第36条第3項	国家公安委員会への命令実施の報告と国家公安委員会からの命令に係る通報受理					○	
	第36条第4項	官公署に対する協力要求					○	
	第39条の2第2項	公示の方法による送達					○	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第14条	暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等					○	
	第15条	事業者に対する援助の措置					○	
	第17条	責任者選任届出書の受理					○	
	第19条第1項	事業者に対する責任者講習通知書の送付					○	
	第19条第2項	事業者からの責任者講習受講申込書の受理					○	
	第19条第3項	責任者講習受講者に対する受講修了書の交付					○	
	第21条第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知					○	
	第26条第1項	離脱希望者からの離脱に係る相談を受けた際に援護の措置を要すると認められる場合の暴力追放運動推進センターからの報告					○	
	第30条第1項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知					○	
	第35条第1項	提出資料目録の作成					○	
	第35条第2項	提出資料目録の写しの交付					○	
	第35条第3項	提出資料の返還及び還付請書の徴収					○	
	第38条	仮の命令の効力を失わせたとときの標章の取除き					○	

	第39条	指定についての公安委員会相互の協力に関する事務、指定等関係事項照会書、同回答書の受理及び送付					○		
	第40条第1項	命令等についての公安委員会相互の協力に関する事務、命令等関係事項照会書、同回答書の受理及び送付					○		
	第40条第2項	命令等についての公安委員会相互の資料の受理及び送付					○		
	第41条第1項	援助の措置についての公安委員会相互の協力に関する事務、援助措置協力依頼書、同回答書の受理及び送付					○		
	第41条第2項	公安委員会相互の援助申出書等の受理及び送付					○		
	第46条	書類の送達					○		
	第47条第2項	郵便による送達の際の送達記録の作成					○		
	第48条第3項	郵便による送達の場合の交付送達記録の作成					○		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第2条第2項	主宰者の決定	◎						
	第3条第2項	公安委員会又は指名公安委員主宰の意見聴取の際の意見聴取官に対する陪席依頼等	◎						
	第8条第1項	意見聴取の主宰者に対する忌避の申出があった際の審査	◎						
	第8条第3項	忌避の申出についての措置	◎						
	第9条第1項	代理人選任届出書の受理					○		
	第10条第1項	当事者からの申請に基づく補佐人の出席許可					○		
	第10条第2項	補佐人出席許可通知書による当事者への通知					○		
	第11条	補佐人の付添いの勧告					○		
	第12条第1項	参考人の出席要求	●						
	第12条第2項	参考人出席申出書の受理					○		
	第12条第3項	参考人出席申出回答書による通知					○		
	第13条	必要により意見聴取への警察職員の出席					○		
	第16条第1項	意見聴取期日変更申出書等の受理					○		
	第16条第2項	意見聴取期日及び場所変更の決定					○		
	第16条第3項	意見聴取期日及び場所変更通知書による通知及び公示					○		
	第17条第1項	陳述書の提出要求					○		
	第23条第1項	意見聴取の続行	◎						
	第23条第2項	意見聴取続行通知書による通知及び公示					○		
	第25条	意見聴取終了後の状況報告の受理	●						
	第34条第1項	意見聴取期日外における証拠調実施の決定			○				
第34条第2項	期日外証拠調通知書による通知					○			
第38条	意見聴取の公示に伴う措置					○			
第39条第2項	意見聴取の期日及び場所の変更の通知及び公示					○			
暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	暴力追放運動推進センター指定申請書の受理	●						
	第2条	指定の公示					○		
	第3条第1項	名称等変更書類の受理	●						
	第3条第2項	名称等変更の公示					○		
	第3条第3項	定款等変更書類の受理	●						
	第7条第1項	相談事業規程の承認及び変更の承認	●						
	第8条第1項	相談事業開始届出の受理					○		
	第8条第2項	相談事業開始の公示					○		
	第9条第1項	相談事業休廃止届出の受理					○		
	第9条第2項	相談事業再開届出の受理					○		
	第9条第3項	相談事業休廃止及び再開の公示					○		
	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理	●						
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	●						
	第12条第3項	適正運営のための報告又は資料提出の要求					○		
第13条第1項	役員解任の勧告	◎							
第13条第2項	暴力追放相談委員解任の勧告	◎							
第14条	指定取消しの公示					○			
不当要求情報管理機関	第4条第1項	登録申請書の受理	●						
	第5条	登録の実施	●						

登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号）	第6条	登録証の交付					○		
	第8条第1項	登録更新申請書の受理					○		
	第8条第2項	登録更新の実施及び登録証の交付					○		
	第9条第1項	変更届出書の受理					○		
	第9条第2項	登録証の書換え					○		
	第10条第1項	移転登録申請書の受理					○		
	第10条第2項	移転登録の実施及び登録証の交付					○		
	第11条	廃止届出の受理					○		
	第12条第1項	登録の取消し	◎						
	第12条第2項	登録取消しの通知					○		
	第13条	登録証返納の受理					○		
	第14条	登録機関に対する報告徴収					○		
	暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）	第18条の2第3項及び第18条の3第2項	中止命令	◎					
		第18条の3第3項	暴力団事務所への青少年立入り再発防止命令	◎					
第20条		報告又は資料の提出要求					○		
第20条の2第1項		説明又は資料の提出要求					○		
第20条の2第2項		暴力団事務所への立入り等	●						
第20条の2第3項		立入検査の身分証明書の交付					○		
第21条		必要な措置の勧告	◎						
第22条第1項		報告若しくは資料の提出拒否のとき又は勧告に従わないときの公表	◎						
第22条第2項		公表するときの意見を述べる機会の付与					○		
暴力団排除条例施行規則（平成23年宮城県公安委員会規則第1号）		第2条第1項	報告・資料提出要求書の送達					○	
	第2条第2項	報告・資料提出書の受理又は口頭による報告の受理					○		
	第2条の2第1項	説明・資料提出要求書の送達					○		
	第2条の2第2項	説明・資料提出書の受理又は口頭による報告の受理					○		
	第3条第2項	報告日時等変更申出書の受理					○		
	第3条第3項	口頭による報告の日時又は場所の変更					○		
	第3条第4項	報告日時等決定通知書による通知					○		
	第3条の2第2項	説明日時等変更申出書の受理					○		
	第3条の2第3項	口頭による説明の日時又は場所の変更					○		
	第3条の2第4項	説明日時等決定通知書による通知					○		
	第4条	勧告書の送達					○		
	第6条第1項	意見聴取通知書の送達					○		
	第6条第2項	申述書の受理又は意見の聴取					○		
	第7条第2項	意見聴取日時等変更申出書の受理					○		
	第7条第3項	口頭で意見を述べる機会の日時又は場所の変更					○		
	第7条第4項	意見聴取日時等決定通知書による通知					○		
	第8条第3項	代理人選任届出書の受理					○		
	第8条第4項	代理人資格喪失届出書の受理					○		
	第9条第1項	中止命令書の送達					○		
	第9条第2項	再発防止命令書の送達					○		
	第11条第3項	郵便又は信書便による送達の際の送達記録の作成					○		
	第12条第3項	交付送達の際の送達記録の作成					○		
	第13条第1項	公示送達の実施					○		
第13条第2項	書類の保管等					○			
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第68号）	第16条第3項	立入調査等の実施	●					部長専決で報告	
	第16条第4項	身分証明書の交付					○		
	第19条第1項	知事への要請	●					部長専決で報告	
	第19条第2項	知事への通知	●					部長専決で報告	

7 交通関係

根拠法令	条項	事務内容	事務処理区分					備考
			委員会 決裁	専決処理				
				本部長	部長	課長	署長	
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	信号機又は道路標識等を設置して行う交通規制の実施	●					
		信号機又は道路標識等の設置及び管理			○			

第5条第2項	信号機の設置又は管理に係る事務の委任	◎					
第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出及び変更の届出の受理					○	
第15条の3第3項	届出番号等の通知					○	
第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の要求及び立入検査等の実施					○	
第15条の6	遠隔操作小型車の使用者に対する指示					○	
第22条の2第1項	速度違反行為に係る使用者に対する指示					○	
第22条の2第2項	行政庁との協議					○	
第44条第2項	停車又は駐車に係る関係のある者との合意及び合意の公示					○	
第45条第3項	交通がひんぱんでない区間の指定	●					
第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付					○	○
第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付					○	○
第45条の2第4項	返納された高齢運転者等標章の受理					○	○
第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の設置					○	
	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理					○	
第49条第2項	駐車情報の提供等					○	
第49条第3項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理等に關する委託					○	
第49条の2	高齢運転者等専用時間制限駐車区間の指定	●					
第51条の4第3項	標章取付け報告					○	
第51条の4第4項	放置違反金納付命令					○	
第51条の4第6項	弁明通知					○	
第51条の4第7項	弁明通知公示送達					○	
第51条の4第10項	公示による納付命令					○	
第51条の4第12項	仮納付金返還通知					○	
第51条の4第13項	督促					○	
第51条の4第14項	滞納処分	●					部長専決で報告（四半期報告）
第51条の4第16項	納付命令取消し					○	
第51条の4第17項	放置違反金還付					○	
第51条の4第18項	放置違反金等の徴収又は還付に関する公示送達					○	
第51条の5	報告徴収					○	
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告等					○	
第51条の8第4項	公安委員会法人登録申請	●					部長専決で報告（四半期報告）
第51条の8第7項	法人の公安委員会登録更新					○	
第51条の9	適合命令					○	
第51条の10	登録の取消し					○	
第51条の11	報告及び検査					○	
第51条の13第1項	駐車監視員資格証の交付					○	
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令					○	
第58条の4	過積載車両に係る指示					○	
第59条第2項	自動車の牽引の許可					○	
第59条第3項	自動車の牽引許可証の交付					○	
第66条の2第1項	過労運転に係る車両の使用者に対する指示					○	
第66条の2第2項	行政庁との協議					○	
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理					○	
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	◎					
第74条の3第8項	使用者に対する是正措置命令	◎					
第74条の3第9項	安全運転管理者等に対する講習の通知					○	
第75条第2項	下命・容認行為に係る自動車の使用制限命令	◎					
第75条第3項（第75条の2第3項で準用する場合を含む。）	自動車の使用制限に関する監督行政庁の意見聴取					○	
第75条第4項	自動車の使用制限に関する聴聞	◎					
第75条第5項（第75条の2第3項で準用	聴聞の通知及び公示					○	

する場合を含む。)							
第75条第9項(第75条の2第3項で準用する場合を含む。)	自動車の使用制限書の交付及び標章のはり付け					○	○
第75条第10項(第75条の2第3項で準用する場合を含む。)	標章除去申請の受理及び除去					○	○
第75条の2第1項	公安委員会指示違反行為に係る自動車の使用制限命令	◎					
第75条の2第2項	公安委員会の放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令	●					
第75条の2第3項で準用する第75条第4項	公安委員会指示違反行為に係る自動車又は公安委員会の放置違反金納付命令に係る車両の使用制限に関する聴聞	●					部長専決で報告(四半期報告)
第75条の2の2第1項及び第2項	報告又は資料の提出要求					○	
第75条の8第3項	高速自動車国道等における放置車両に係る指示					○	
第75条の12第1項	特定自動運行の許可	◎					
第75条の12第2項	特定自動運行の許可の申請書の受理					○	
第75条の13第2項	国土交通大臣等及び市町村の長への意見聴取					○	
第75条の14	欠格事由による不許可					○	
第75条の15第2項	許可の条件の変更等					○	
第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更の許可	◎					
第75条の16第3項	軽微な変更の届出の受理					○	
第75条の16第4項	特定自動運行実施者の変更の届出の受理					○	
第75条の17	特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可に伴う公示					○	
第75条の25第1項	特定自動運行実施者に対する報告又は資料の要求及び立入検査等の実施					○	
第75条の25第4項	官庁、公共団体等への照会及び協力要請					○	
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示	◎					
第75条の26第2項	特定自動運行実施者に対する指示に関する監督行政庁の意見聴取					○	
第75条の27第1項	特定自動運行の許可の取消し等	◎					
第75条の27第3項	特定自動運行の許可の取消しに伴う公示					○	
第75条の28第3項	特定自動運行の許可の効力の仮停止の報告の受理					○	
第75条の29	特定自動運行の許可の取消し等の報告					○	
第89条第1項	免許申請書及び質問票の受理並びに試験の実施					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決
第89条第2項	免許申請時の質問票の交付					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決
第89条第3項	仮免許の技能検査及び書面の交付					○	
第90条第1項	免許の付与					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決
第90条第1項及び第2項	運転免許試験に合格した者に対する免許の拒否	●					
第90条第4項及び第7項	弁明の通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与					○	
第90条第5項及び第6項	免許を与えた後の免許の取消し	●					
第90条第8項	適性検査の受検命令又は診断書の提出命令					○	
第90条第9項及び第10項	欠格期間の指定	●					
第90条第11項	住所地公安委員会への通知					○	
第90条の2第2項	未受講者に対する免許の拒否					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決
第91条	免許の限定及び条件の付与等					○	気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあっては署長専決
第91条の2第1項	免許の条件の付与又は変更の申請の受理					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決
第91条の2第2項	免許の条件の付与又は変更					○	気仙沼警察署長にあっては署長専決

第91条の2第3項	免許の条件の変更の審査				○		気仙沼警察署長にあつては署長専決
第92条第1項	免許証の交付				○		気仙沼警察署長にあつては署長専決
第92条第2項	併記免許証の交付				○		気仙沼警察署長にあつては署長専決
第93条第2項	条件の記載				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第93条の2	免許証への電磁的方法による記録				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第94条第1項	記載事項変更届出の受理				○	○	
第94条第2項	再交付申請の受理				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第97条の2第2項	特定失効者及び特定取消処分者に対する運転免許試験の免除の除外				○		気仙沼警察署長にあつては署長専決
第97条の2第3項及び第4項	外国免許所持者の運転免許試験の一部免除				○		
第97条の3第1項	運転免許試験の停止又は合格の取消し	●					気仙沼警察署長にあつては署長専決
第97条の3第2項	合格決定の取消し通知				○		気仙沼警察署長にあつては署長専決
第97条の3第3項	受験期間の制限	●					
第98条第2項	自動車教習所の設置届出の受理				○		
第98条第3項	自動車教習所に対する指導又は助言				○		
第98条第4項	自動車安全運転センターに対する措置の要請				○		
第98条第5項	自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求				○		
第99条第1項	指定自動車教習所の指定	◎					
第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付				○		
第99条の2第5項	技能検定員資格者証の返納命令	◎					
第99条の3第4項	教習指導員の資格者証の交付				○		
第99条の3第5項	教習指導員資格者証の返納命令	◎					
第99条の4	指定自動車教習所職員に対する講習の通知				○		
第99条の6第1項	指定自動車教習所に対する報告又は資料の要求及び指定自動車教習所に対する立入検査の実施				○		
第99条の7第1項	指定自動車教習所に対する措置命令	●					
第99条の7第2項	指定自動車教習所に対する監督命令	●					
第100条第1項	指定自動車教習所の指定取消し又は卒業証明書等の発行禁止	◎					
第100条第2項	指定自動車教習所の指定取消し又は卒業証明書等の発行禁止期間の延長	◎					
第100条の2第1項及び第2項	再試験の実施				○		
第100条の2第4項	再試験の通知				○		
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理				○		
第100条の3第1項	再試験に係る住所地公安委員会への試験移送通知書の送付				○		
第100条の3第2項及び第3項	試験移送通知書に基づく再試験の実施等				○		
第101条第1項	更新申請書及び質問票の受理				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条第3項	更新連絡書の送付				○		
第101条第4項	更新申請時及び経由申請時の質問票の交付				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条第5項	適性検査の実施				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条第6項	免許証の更新				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の2第1項	更新期間前の更新申請書及び質問票の受理				○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の2第2項	更新期間前の更新申請時の質問票の				○		気仙沼警察署長及び

	交付							南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の2第3項	更新期間前の更新申請に係る適性検査の実施					○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の2第4項	更新期間前の免許証の更新					○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の2の2第1項	経由申請に係る更新申請書及び質問票の受理					○		
第101条の2の2第2項	経由申請に係る適性検査の実施					○		
第101条の2の2第3項	住所地公安委員会への適性検査結果等の送付					○		
第101条の2の2第4項	住所地公安委員会への講習受講済みの通知					○		
第101条の2の2第5項	適性検査の通知及び実施					○		
第101条の3第2項	免許証の更新の拒否					○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあつては署長専決
第101条の4第2項	認知機能検査の実施					○		
第101条の4第3項	運転技能検査の実施					○		
第101条の4第4項	免許証の更新の拒否					○		
第101条の4第5項	高齢者講習通知書の送付					○		
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収					○		
第101条の6第1項	医師の届出の受理					○		
第101条の6第2項	医師による免許を受けた者であるかの確認及び回答					○		
第101条の6第4項	住所地公安委員会への医師の届出内容の通知					○		
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施					○		
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の通知					○		
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施					○		
第101条の7第5項	臨時高齢者講習の通知					○		
第102条第1項、第2項、第3項及び第4項	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令					○		
第102条第4項	診断書の受理					○		
第102条第4項及び第5項	臨時適性検査の実施					○		
第102条第6項	臨時適性検査の通知					○		
第103条第1項及び第2項	免許の取消し	◎						
第103条第3項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付					○		
第103条第4項	処分移送通知書に基づく取消し	◎						
第103条第5項	処分移送に係る住所地公安委員会への処分移送通知書の送付					○		
第103条第6項	適性検査の受検命令又は診断書の提出命令					○		
第103条第7項及び第8項	欠格期間の指定	◎						
第103条第9項	住所地公安委員会への処分結果の通知					○		
第103条の2第4項	仮停止通知書及び免許証の受理					○		
第103条の2第5項	住所地公安委員会への仮停止通知書及び免許証の送付					○		
第104条第1項	意見の聴取、通知及び期日等の公示					○		
第104条第3項	参考人等からの意見等の聴取					○		
第104条第4項	意見の聴取を行わない免許の取消し	◎						
第104条の2第1項	聴聞の実施	◎						
第104条の2第2項	聴聞の通知及び期日等の公示					○		
第104条の2の2第1項	再試験に係る免許の取消し					○		
第104条の2の2第2項	再試験を受けない者に対する免許の取消し	◎						
第104条の2の2第3項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付					○		
第104条の2の2第4項	他の公安委員会からの処分移送通知に基づく免許の取消し	◎						

第104条の2の2第5項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付				○		
第104条の2の2第6項	意見の聴取の通知及び公示				○		
第104条の2の2第7項	住所地公安委員会への取消処分のお知らせ				○		
第104条の2の3第3項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に対する免許の取消し又は停止	◎					
第104条の2の3第5項の規定により読み替えて準用する第103条第3項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に係る住所地公安委員会への処分移送通知書の送付				○		
第104条の2の3第5項の規定により読み替えて準用する第103条第4項	処分移送通知書に基づく臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に対する免許の取消し又は停止	◎					
第104条の2の3第5項の規定により読み替えて準用する第103条第9項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に係る住所地公安委員会への処分結果の通知				○		
第104条の2の3第7項の規定により準用する第104条の2第1項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に対する聴聞の実施	◎					
第104条の2の3第7項の規定により準用する第104条の2第2項	臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に対する聴聞の通知及び期日等の公示				○		
第104条の2の3第8項の規定により読み替えて準用する第103条第3項	処分移送通知書に基づく臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査を受けない者又は医師の診断書の提出命令に違反した者に対する免許の取消し又は停止に係る住所地公安委員会への処分移送通知書の送付				○		
第104条の2の4第1項及び第2項	若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し	◎					
第104条の2の4第3項	住所地公安委員会への処分移送通知書の送付				○		
第104条の2の4第4項	処分移送通知書に基づく特例取得免許の取消し	◎					
第104条の2の4第5項	処分移送に係る住所地公安委員会への処分移送通知書の送付				○		
第104条の2の4第6項	意見の聴取、通知及び期日等の公示				○		
第104条の2の4第7項	住所地公安委員会への取消処分のお知らせ				○		
第104条の3第1項	免許の取消し又は停止に係る書面の交付				○		
第104条の3第4項	出頭命令に係る通知の受理及び保管免許証の受理				○		
第104条の3第5項	免許証の返還				○		
第104条の4第1項	免許の取消申請の受理				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第104条の4第2項	申請による免許の取消し				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第104条の4第3項	取消申請に係る他の種類の免許の付与				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第104条の4第5項	運転経歴証明書の交付申請の受理				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第104条の4第6項	運転経歴証明書の交付				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第105条第2項の規定により読み替えて準用する第104条の	免許証の更新を受けなかった者に係る運転経歴証明書の交付申請の受理				○		気仙沼警察署長にあっては署長専決

4第5項								
第105条第2項の規定により準用する第104条の4第6項	免許証の更新を受けなかった者に係る運転経歴証明書の交付					○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第106条	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理					○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第107条第1項	免許証の返納の受理					○		
第107条第2項	取消しに係る他の種類の免許証の交付					○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
第107条第3項	停止に係る免許証の受理					○		
第107条第4項	停止期間が満了した免許証の返還					○		
第107条の3の2	国際運転免許証等所持者に対する報告徴収					○		
第107条の4第1項	国際運転免許証等所持者に対する臨時適性検査の実施及び通知					○		
第107条の4第3項	臨時適性検査を受けた国際運転免許証等所持者に対する措置命令					○		
第107条の5第1項及び第2項	自動車等の運転禁止	◎						
第107条の5第3項	自動車等の運転禁止の期間の短縮					○		
第107条の5第4項	意見の聴取、聴聞の通知及び期日等の公示					○		
第107条の5第5項	国際運転免許証等の受理					○		
第107条の5第6項	国際運転免許証等の返還					○		
第107条の5第7項	国際運転免許証等の再提出の受理及び再返還					○		
第107条の5第8項	国際運転免許証等への処分事項の記載					○		
第107条の5第9項	自動車等の運転禁止に係る住所地公安委員会への通知等					○		
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理 住所地公安委員会への仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付					○		
第107条の5第11項	自動車等の運転禁止に係る書面の交付					○		
第107条の6	国家公安委員会への報告					○		
第107条の7第2項	国外運転免許証の交付申請書の受理					○		
第107条の7第3項	国外運転免許証の交付					○		
第107条の10第1項	国外運転免許証の返納の受理					○		
第107条の10第2項	国外運転免許証の提出の受理					○		
第107条の10第3項	国外運転免許証の返還					○		
第108条第1項	免許関係事務の委託		○					
第108条の2第1項及び第2項	講習の実施					○		
第108条の2第3項	講習の実施の委託		○					
第108条の3第1項	初心運転者講習の通知					○		
第108条の3の2	違反者講習の通知					○		
第108条の3の3	若年運転者講習の通知					○		
第108条の3の4	講習通知事務の委託		○					
第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令					○		
第108条の3の6	自転車運転者講習の受講命令等の報告					○		
第108条の4第1項及び第2項	指定講習機関の指定	◎						
第108条の5第3項	運転適性指導員等の解任命令		○					
第108条の6第1項	講習業務規程の認可					○		
第108条の8第1項	指定講習機関に対する措置命令	●						
第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督命令	●						
第108条の9	指定講習機関に対する検査及び報告又は資料の要求					○		
第108条の10	特定講習の休廃止の許可		○					
第108条の11	指定講習機関の指定の取消し	◎						
第108条の26第1項及び第2項	民間の組織活動等の促進を図るための措置						○	
第108条の27	住民に対する交通安全教育						○	
第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱	◎						
第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱	◎						
第108条の30第1項	地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域の決定	●						
第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会か					○		

	らの意見申出の受理						
第108条の31第1項	県交通安全活動推進センターの指定	◎					
第108条の31第3項	県交通安全活動推進センターに対する改善措置命令	●					
第108条の31第4項	県交通安全活動推進センターの指定取消し	◎					
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定		○				
第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定の公示				○		
第108条の32の2第4項	運転免許取得者等教育機関に対する指導又は助言				○		
	自動車安全運転センターに対する措置の要請				○		
	管理者に対する報告又は資料の要求				○		
第108条の32の2第5項	運転免許取得者等教育機関の認定の取消し	◎					
第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定		○				
第108条の32の3第2項	運転免許取得者等検査の認定の公示				○		
	運転免許取得者等検査機関に対する指導又は助言				○		
	自動車安全運転センターに対する措置の要請				○		
	管理者に対する報告又は資料の要求				○		
	運転免許取得者等検査機関の認定の取消し	◎					
第108条の34	監督行政及び使用者に対する通知				○		
第109条の2第1項	交通情報の提供				○		
第109条の2第2項	交通情報提供事務の委託				○		
第110条第1項及び第2項	国家公安委員会の指示の受理				○		
第110条の2第1項	交通公害防止に関する交通規制及び知事その他地方公共団体の長に対する交通公害に関する資料の要求				○		
第110条の2第2項	通行の禁止規制実施時の知事及び関係行政機関の長等の意見の聴取				○		
第110条の2第3項	特定交通規制実施時の道路管理者の意見の聴取又は通知						○
	道路交通法第5条第1項の規定により警察署長に行わせることができる同法第8条第1項の通行の禁止等の場合						○
	上記以外の場合						○
第110条の2第4項	特定交通規制実施時の高速自動車国道等の道路管理者との協議又は通知				○	○	
第110条の2第5項	路上駐車場設置道路における駐車禁止規制等実施時の地方公共団体の意見の聴取又は通知				○		
第110条の2第6項	路上駐車場設置道路における時間制限駐車区間禁止規制等実施時の地方公共団体の意見の聴取				○		
第110条の2第7項	駐車場整備地区内における時間制限駐車区間規制実施時の市町村の意見の聴取				○		
第111条第1項	交通量等の調査				○	○	
第111条第3項	道路管理者又は関係行政庁に対する調査結果の通知				○		
第114条の5第1項	自衛隊等の使用する車両以外の車両の通行の禁止又は制限	●					
第114条の5第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第2項	通行禁止区域等の周知措置				○		
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	第3条の2第2項	信号機の設置又は管理に係る事務を行う者の認定	◎				
	第10条	路線バス等に加える自動車の指定				○	
	第13条第1項	消防用自動車及び救急用自動車の届出の受理				○	
		緊急自動車の指定				○	
第14条の2	道路維持作業用自動車の届出受理及				○		

		び指定							
	第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項並びに第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査					○		
	第33条の5の3第1項第1号ハ	大型自動車免許等に係る教習課程の指定					○		
	第33条の5の3第2項第1号ハ	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る教習課程の指定					○		
	第33条の6の2第6号	免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない事情の認定					○		気仙沼警察署長にあっては署長専決
	第34条第2項	大型自動車免許に係る特例教習課程の指定					○		
	第34条第4項	中型自動車免許に係る特例教習課程の指定					○		
	第34条第5項及び第7項	牽引第二種免許以外の第二種免許に係る特例教習課程の指定					○		
	第34条第8項及び第10項	牽引第二種免許に係る特例教習課程の指定					○		
道路交通法 施行規則（ 昭和35年総 理府令第60 号）	第6条の3の3第5号	停車又は駐車に関係のある者の認定					○		
	第6条の3の4第1項	高齢運転者等標章申請書の受理					○	○	
	第6条の3の5	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理					○	○	
	第6条の3の6	高齢運転者等標章再交付申請書の受理					○	○	
	第6条の8	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の管理等に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人の認定					○		
	第8条の5	牽引許可申請書の受理					○		
	第9条の9第1項第2号及び第2項第2号	安全運転管理者等の資格の認定等					○		
	第9条の19第1項	許可証の交付					○		
	第9条の19第2項	許可証の再交付申請の受理及び交付					○		
	第9条の21第2項	資料の要求及び特定自動運行計画への必要事項の追加の要求					○		
	第9条の22	知事等への意見聴取					○		
	第9条の23第1項	変更許可申請書の受理					○		
	第9条の23第3項	変更の許可に伴う許可証の再交付					○		
	第9条の25第3項	軽微な変更に伴う許可証の書換え					○		
	第9条の33	許可の取消し等に係る通知					○		
	第9条の38第1項及び第3項	許可証の返納の受理					○		
	第9条の38第4項	許可証の返納に伴う公示					○		
	第18条の2の3第2項	技能検査申請書の受理						○	
	第18条の3	免許の拒否等に係る通知						○	
	第18条の4第1項	適性検査に係る医師の認定	●						
	第18条の5	限定解除審査申請書の受理						○	
	第21条第1項第4号	免許証の再交付を申請することができる者の認定						○	気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあっては署長専決
	第22条第1項	免許試験の場所等の指定						○	
第22条第2項及び第3項	受験の日時等の指定						○		
第24条第7項	技能試験車両の提供及び指定						○		
第24条第8項	技能試験官の指定						○		
第26条の3第2項	認知機能検査結果通知書の交付						○		
第26条の5第6項	運転技能検査受検結果証明書の交付						○		
第28条	運転免許試験成績証明書の交付						○		
第29条の2の2第1項	経由申請書の受理						○		
第29条の2の5第4項	やむを得ない理由を証する書類の受理						○		
第29条の2の6第4項	やむを得ない理由を証する書類の受理						○		
第29条の3第2項	臨時適性検査に係る医師の認定	●							

	第29条の5第1項	適性検査に係る医師の認定	●						
	第30条の9第4項	申請による運転免許の取消し通知					○	○	
	第30条の12第1項	運転経歴証明書の記載事項変更届出の受理					○	○	
	第30条の13第1項	運転経歴証明書の再交付申請の受理					○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあっては署長専決
	第30条の13第1項第5号	運転経歴証明書の再交付を申請することができる者の認定					○		気仙沼警察署長及び南三陸警察署長にあっては署長専決
	第30条の14	運転経歴証明書の返納の受理					○		
	第31条の4	仮免許の取消し通知					○		
	第31条の4の2	免許関係事務を委託できる法人の認定	●						
	第31条の5第3項	自動車教習所の廃止等の届出受理					○		
	第31条の6第1項	自動車教習所に対する報告書の要求					○		
	第31条の6第2項	自動車教習所に対する報告又は資料の要求					○		
	第33条第5項第2号ニ	応急救護処置講習の実施員の認定					○		
	第35条	指定申請書の受理					○		
	第36条	指定申請書の記載事項変更届の受理					○		
	第37条第1項	指定書の交付又は指定取消通知書の通知					○		
	第37条第2項	措置・監督命令書の交付					○		
	第37条第3項	卒業証明書等発行禁止及び発行禁止延長処分通知書の通知					○		
	第37条の2第2項	国際運転免許証等所持者に対する措置命令書の交付					○		
	第38条第16項	講習終了証明書の交付					○		
	第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付					○		
	第38条の3	講習の委託機関の認定	●						
	第38条の4第3項	やむを得ない理由を証する書類の受理					○		
	第38条の4の2第3項	やむを得ない理由を証する書類の受理					○		
	第38条の4の2の2の2第3項	やむを得ない理由を証する書類の受理					○		
	第38条の4の3	講習通知事務の委託法人の認定	●						
	第38条の4の6第1項	運転免許取得者等教育実施機関に対する報告書の提出要求					○		
	第38条の4の6第2項	運転免許取得者等教育実施機関に対する報告又は資料の提出要求					○		
	第38条の4の7	運転免許取得者等検査実施機関に対する報告書の提出要求					○		
		運転免許取得者等検査実施機関に対する報告又は資料の提出要求					○		
	第38条の7第2項	交通情報を提供する公益法人の認定	●						
宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）	第3条第2項及び第3項	駐車禁止除外指定車標章交付申請書等の受理					○	○	
	第3条第4項	駐車禁止除外指定車の指定及び標章の交付					○	○	
	第3条第6項	駐車禁止除外指定車標章の返納命令	◎						
	第8条第1項	緊急自動車等の指定申請書及び届出書の受理					○	○	
	第8条第3項	緊急自動車等の指定及び指定証等の交付					○	○	
	第9条第1項	緊急自動車等指定証等の変更届の受理						○	
	第9条第2項	緊急自動車等指定証等の再交付申請書の受理					○	○	
		緊急自動車等指定証等の再交付					○		
	第9条第3項	緊急自動車等指定証等の返納届の受理					○		
	第16条	変更届の受理					○		
	第18条第1項及び第2項	教習申請書の受理及び教習					○		
	第18条第3項	認定申請書の受理					○		
	第18条第4項	教習修了証明書及び認定書の交付					○		
	第19条	自動車の使用制限命令	◎						
第20条	自動車の使用制限標章の除去申請受理					○	○		

	第34条第1項	講習申出又は申請の受理					○		
	第44条	登録及び登録更新の結果通知					○		
	第51条	地域交通安全活動推進員の公示					○		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第4条	認定					○		
	第5条第1項	認定申請書の受理						○	
	第5条第2項	認定の通知					○		
	第5条第3項	認定拒否処分等の通知					○		
	第5条第4項	国土交通大臣との協議					○		
	第7条第1項	認定の取消し	◎						
	第7条第2項	国土交通大臣との協議					○		
	第8条第1項	変更届出書の受理						○	
	第8条第2項	国土交通大臣への通知					○		
	第9条第1項及び第2項	廃業等届出書の受理					○		
	第9条第3項	国土交通大臣への通知					○		
	第21条第1項	報告及び資料の提出要求並びに立入検査等の実施					○	○	
	第21条第3項	身分証明書の交付					○	○	警察本部で勤務する警察職員に交付する場合は課長専決、警察署で勤務する警察職員に交付する場合は署長専決
	第22条第1項	指示及び国土交通大臣への通知					○		
	第22条第2項	国土交通大臣からの指示通知の受理						○	
	第23条第1項	営業の停止命令	◎						
	第23条第3項	国土交通大臣との協議					○		
	第24条第1項	営業の廃止命令	◎						
	第24条第2項	国土交通大臣との協議					○		
	第25条第1項	処分移送通知書の送付					○		
第25条第2項第1号	処分移送通知書に基づく指示					○			
第25条第2項第2号	処分移送通知書に基づく営業の停止命令	◎							
第25条第2項第3号	処分移送通知書に基づく営業の廃止命令	◎							
交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	交通安全活動推進センター指定申請書の受理					○		
	第2条	交通安全活動推進センターの公示					○		
	第3条第1項	交通安全活動推進センターの名称等の変更届出の受理					○		
	第3条第2項	交通安全活動推進センターの名称等の変更届出の公示					○		
	第7条第1項	交通安全活動推進センターの事業計画書及び収支予算書の受理				○			
	第7条第2項	交通安全活動推進センターの事業報告書及び収支決算書の受理				○			
	第7条第3項	交通安全活動推進センターへの報告又は資料の提出要求					○		
	第8条	交通事故相談員等の解任の勧告	●						
	第9条	交通安全活動推進センターの指定取消しの公示					○		
	第10条第2項	交通安全活動推進センターに対する配慮					○		
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1号イ(3)及び(4)	運転免許取得者等教育指導員の認定					○		
	第5条第1項	認定申請書の受理					○		
	第7条第1項及び第3項	変更の届出受理					○		
	第7条第2項	名称等変更の公示					○		
	第12条	認定取消しの公示					○		
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第13条	電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の受理					○		
	第6条第1項	認定申請書の受理					○		
	第8条第1項及び第3項	変更の届出受理					○		
	第8条第2項	変更事項の公示					○		
宮城県飲酒運転根絶に	第13条	認定取消しの公示					○		
	第14条	電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の受理					○		
第11条第1項第2号	事業者等に対する情報提供					○			

関する条例 (平成19年 宮城県条例 第86号)	第11条第1項第3項	事業者団体に対する情報提供					○		
	第13条第1項	飲酒運転根絶活動推進委員の委嘱	●						部長専決で報告
	第15条第1項	飲酒運転根絶重点区域の指定に係る 知事との協議		○					
宮城県飲酒 運転根絶に 関する条例 施行規則 (平成19年宮 城県公安委 員会規則第 16号)	第2条	再発防止に必要な教育の実施					○		
	第3条第1項第1号	飲酒運転による交通事故状況の情報 提供						○	
	第3条第1項第2号 第9条	飲酒運転違反者数の情報提供 飲酒運転根絶活動推進委員の解嘱	●						部長専決で報告
地域交通安 全活動推進 委員及び地 域交通安 全活動推進 委員協議会 に関する規 則 (平成2年 国家公安委 員会規則第 7号)	第1条第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱及 び区域の決定	◎						
	第1条第2項	地域交通安全活動推進委員の氏名等 の周知措置					○		
	第8条第1項	地域交通安全活動推進委員に対する 講習の実施					○		
	第8条第2項	講習の委託			○				
	第9条	地域交通安全活動推進委員に対する 指導					○		
	第10条	解嘱理由の通知及び弁明の機会の供 与					○		
	第14条 第15条	地域交通安全活動推進委員協議会に 対する報告又は資料の提出要求 地域交通安全活動推進委員協議会に 対する改善勧告	●					○	
道路法(昭 和27年法律 第180号)	第95条の2第1項	道路標示の設置等に関する意見 通知の受理					○	○	
	第95条の2第2項	立体的区域の決定等に関する道路管 理者との協議又は通知の受理					○	○	
中心市街地 の活性化に 関する法律 (平成10年 法律第92号)	第9条第8項	基本計画に係る市町村からの協議					○		
高速自動車 国道法(昭 和32年法律 第79号)	第24条の2	道路標示の設置等に関する国土交通 大臣との協議又は通知の受理					○		
駐車場法(昭 和32年法 律第106号)	第3条第2項	駐車場整備地区に関する都市計画に 係る意見					○		
	第4条第3項、第4 項及び第5項	駐車場整備計画の策定又は変更に係 る意見及び通知の受理					○		
	第5条第2項	路上駐車場の設置に係る意見					○		
共同溝の整 備等に関す る特別措置 法(昭和38 年法律第81 号)	第3条第3項	共同溝整備道路の指定に係る意見					○		
電線共同溝 の整備等 に関する特別 措置法(平 成7年法律 第39号)	第3条第2項	電線共同溝整備道路の指定に係る意 見					○		
タクシー業 務適正化特 別措置法(昭 和45年法 律第75号)	第43条第3項	タクシー乗場及び乗車禁止地区の指 定に係る協議	◎						
幹線道路の 沿道の整備 に関する法 律(昭和55 年法律第34 号)	第5条第3項	沿道整備道路の指定及び指定の変更 及び解除に係る意見					○		
	第7条第1項、第3 項及び第5項	道路交通騒音の減少等のための措置					○		
	第8条第1項	沿道整備協議会の組織					○		
自動車ター ミナルの位 置、構造及	第4条第3項及び第 6条第1項	自動車ターミナルの自動車の出入口 、誘導道路及び操車場所の設置に係 る協議					○		

び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）								
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第25条第8項（同条第13項において準用する場合を含む。）	移動等円滑化基本構想についての協議	●					部長専決で報告
	第25条第9項（同条第13項において準用する場合を含む。）	特定事業に関する事項についての基本構想の案の作成及び提出	●					部長専決で報告
	第25条第11項（同条第13項において準用する場合を含む。）	基本構想の受理					○	
	第26条第3項	協議会に係る通知の受理					○	
	第26条第4項	協議への対応					○	
	第27条第1項	基本構想の作成又は変更の提案					○	
	第31条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）	道路特定事業計画に関する意見の陳述					○	
	第31条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）	道路特定事業計画の受理					○	
	第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成及び実施	●					部長専決で報告
	第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画に関する意見の聴取					○	
第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画の公表及び送付	●					部長専決で報告	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第10項（第13項で準用する場合を含む。）	地域公共交通計画に係る地方公共団体との協議					○	
	第5条第11項（第13項で準用する場合を含む。）	地域公共交通計画の受理					○	
	第6条第2項	協議会への参画					○	
	第8条第3項（第6項で準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画に係る意見の陳述					○	
	第8条第5項（第6項で準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画の受理					○	
	第13条第3項（第6項で準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画に係る意見の陳述					○	
	第13条第5項（第6項で準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の受理					○	
	第14条第4項（第7項で準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の認定に係る意見の陳述					○	
	第27条の2第4項（第6項で準用する場合を含む。）	地域旅客運送サービス継続実施計画に係る意見の陳述					○	
	第27条の2第5項（第6項で準用する場合を含む。）	地域旅客運送サービス継続実施計画の受理					○	
	第27条の3第4項（第6項で準用する場合を含む。）	地域旅客運送サービス継続実施計画の設定に係る意見の陳述					○	
	第27条の8第3項（第5項で準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画に係る意見の陳述					○	
	第27条の8第4項（第5項で準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画の受理					○	
	第27条の9第6項（第9項で準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画の認定に係る意見の陳述					○	
	第27条の16第4項（	地域公共交通利便増進実施計画に係					○	

	第6項で準用する場合を含む。)	る意見の陳述							
	第27条の16第5項(第6項で準用する場合を含む。)	地域公共交通利便増進実施計画の受理				○			
	第27条の17第4項(第6項で準用する場合を含む。)	地域公共交通利便増進実施計画の認定に係る意見の陳述				○			
	第27条の20第8項	認定地域公共交通利便増進実施計画の維持に係る地方公共団体との協議				○			
	第30条第5項(第7項で準用する場合を含む。)	新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見の陳述				○			
	第36条の4第2項	新モビリティサービス協議会への参画				○			
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令(平成19年内閣府・国土交通省令第2号)	第1条(第5条で準用する場合を含む。)	認定申請に係る意見を求める書面の受理				○			
	第2条(第5条で準用する場合を含む。)	意見の提出				○			
	第4条(第5条で準用する場合を含む。)	処分の通知の受理				○			
災害対策基本法	第48条第2項	防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限				○			
	第76条第1項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限	●						
	第76条第2項	通行禁止区域等の周知措置				○			
	第76条の4第1項	道路管理者に対する要請				○			
災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)	第20条の2第1項	防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の標示の設置				○			
	第20条の2第2項	防災訓練を実施する場合の適当な回り道の明示				○			
	第20条の2第3項	防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の道路管理者の意見の聴取				○			
	第20条の2第4項	防災訓練を実施する場合の通行禁止又は制限の関係公安委員会への通知				○			
	第20条の2第5項	防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の広報				○			
	第32条第1項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の標示の設置				○			
	第32条第2項	道路管理者への通知				○			
	第32条第3項	関係都道府県公安委員会への通知				○			
	第33条第1項	緊急通行車両の確認				○	○		
	第33条第2項	災害発生前における緊急通行車両の確認				○	○		
	第33条第3項	緊急通行車両の標章及び証明書の交付				○	○		
	第33条の3第1項	道路管理者からの通知の受理				○			
災害対策基本法施行規	第6条の3第1項	標章及び証明書の書換え交付				○	○		
	第6条の4第1項	標章及び証明書の再交付				○	○		

則（昭和37年総理府令第52号）									
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	警戒宣言が発せられた場合の車両等の通行の禁止又は制限	●						
	第32条第2項	地震防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限				○			
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第1項	警戒宣言が発せられた場合の車両等の通行の禁止又は制限の標示の設置				○			
	第11条第2項及び第3項	警戒宣言が発せられた場合の車両等の通行の禁止又は制限の道路管理者及び関係公安委員会への通知				○			
	第12条第1項	緊急輸送車両であることの確認					○	○	
	第12条第2項	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認					○	○	
	第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付					○	○	
	第18条第1項	地震防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の標示の設置						○	
	第18条第2項	地震防災訓練を実施する場合の適当な回り道の明示						○	
	第18条第3項	地震防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の道路管理者の意見の聴取						○	
	第18条第4項	地震防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の関係公安委員会への通知					○		
	第19条第2項	地震防災訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限の広報						○	
大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第6条の3第1項	標章及び証明書の書換え交付					○	○	
	第6条の4第1項	標章及び証明書の再交付					○	○	
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第28条第2項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限	●						
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第1項	原子力緊急事態宣言の前における緊急通行車両の確認					○	○	
		標章及び証明書の書換え交付					○	○	
		標章及び証明書の再交付					○	○	
	第8条第2項	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の標示の設置					○		
		道路管理者への通知					○		
		関係都道府県公安委員会への通知					○		
		緊急通行車両の確認						○	○
		標章及び証明書の書換え交付						○	○
標章及び証明書の再交付						○	○		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第2項（第183条において準用する場合を含む。）	国民の保護のための措置についての訓練を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限					○		
	第102条第5項（第183条において準用する場合を含む。）	生活関連等施設の安全を確保するための立入制限区域の指定	◎						
	第102条第6項（第183条において準用する場合を含む。）	立入制限区域の指定時における生活関連等施設の管理者への通知及び立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項の公示	●						
	第155条第1項（第183条において準用する場合を含む。）	国民の保護のための措置を実施する場合の車両等の通行の禁止又は制限	●						
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行	第6条（第52条において準用する場合を含む。）	訓練のための交通の禁止又は制限の手段					○		
	第39条（第52条において準用する場合を含む。）	緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の標示の設置 道路管理者への通知					○	○	

令（平成16年政令第275号）		関係都道府県公安委員会への通知			○				
		緊急通行車両の確認				○	○		
		国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認				○	○		
		緊急通行車両の標章及び証明書の交付				○	○		
		標章及び証明書の書換え交付				○	○		
自動車等の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	通知の受理				○			
	第9条第1項	運行供用制限命令	●						
	第9条第2項	運行供用制限命令に係る文書の交付及び運行供用制限命令に係る標章のはり付け				○			
	第9条第3項	自動車保管場所確保申請書の受理					○		
	第9条第4項	保管場所の確認					○		
	第9条第5項	保管場所の確認文書の通知及び運行供用制限命令に係る標章の取除き				○			
	第10条第1項	聴聞	◎						
	第10条第2項	聴聞の通知及び公示				○			
	第12条	報告又は資料の提出要求				○			
	第13条第2項	行政庁への通知				○			
車両制限令（昭和36年政令第265号）	第11条第2項	車両の幅の制限の特例の意見				○			
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第3条第2項	特定交通安全施設等整備事業の道路指定の指定前の意見提出				○			
	第4条第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び提出				○			
	第5条	特定交通安全施設等整備事業の実施				○			
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項	法人の登録の申請					○		
	第2条第3項	法人の登録更新の申請					○		
	第6条	駐車監視員資格者講習の告示					○		
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習の申込み					○		
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施					○		
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付					○		
	第9条第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付					○		
	第10条第2項	認定審査の申込み					○		
	第10条第4項	認定書の交付					○		
	第10条第5項	認定書の再交付					○		
放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年宮城県公安委員会規則第14号）	第2条第1項	教習課程の指定申請書の受理					○		
	第3条	指定の審査	●						
	第4条	記載事項変更届出の受理					○		
	第7条	報告又は資料の提出要求					○		
	第8条第1項	指定の取消し	◎						
	第8条第2項	指定取消通知書の交付					○		
	宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成10年宮城県条例第48号）	第14条第1項及び第2項	暴走行為助長禁止重点区域区域の指定及び告示	◎					
		第14条第3項	暴走行為助長禁止重点区域の指定の解除及び変更	◎					
	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	教習課程の指定申請書の受理					○	
		第3条	指定の審査	●					
第4条		記載事項変更届出の受理					○		
第7条		報告又は資料の提出要求					○		
第8条第1項		指定の取消し	◎						
第8条第2項		指定取消通知書の交付					○		

技能検定員 審査等に関 する規則（ 平成6年国 家公安委員 会規則第3 号）	第1条	技能検定員の審査			○		
	第2条	技能検定員審査の公示				○	
	第3条第1項	技能検定員審査申請書の受理				○	
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付				○	
	第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付				○	
	第6条	技能検定員審査に合格した者等と同 等以上の能力認定			○		
	第7条第2項	技能検定員資格者証交付申請書の受 理				○	
	第8条第1項及び第 2項	技能検定員資格者証の再交付等				○	
	第9条第2項	技能検定員資格者証の返納の受理				○	
	第10条第1項	教習指導員の審査			○		
	第10条第2項	教習指導員審査の公示				○	
	第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理				○	
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付				○	
	第13条第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付				○	
	第14条	教習指導員審査に合格した者等と同 等以上の能力認定			○		
	第15条第2項	教習指導員資格者証交付申請書の受 理				○	
	第16条第1項及び第 2項	教習指導員資格者証の再交付等				○	
	附則第2条第1項	みなし教習指導員に係る特例認定				○	
附則第2条第4項	暫定教習指導員資格者証の返納受理				○		
附則第2条第5項	暫定教習指導員資格者証交付申請書 受理と再交付等				○		
応急救護処 置に関し医 師である者 に準ずる能 力を有する 者を定める 規則（平成 6年国家公 安委員会規 則第2号）	第4号	国家公安委員会指定同等以上の能力 認定		○			
指定講習機 関に関する 規則（平成 2年国家公 安委員会規 則第1号）	第2条第1項	指定申請書の受理				○	
	第3条	指定の公示				○	
	第4条第1項及び第 3項	変更の届出受理				○	
	第4条第2項	名称等変更の公示				○	
	第5条第5号	運転適性指導員の審査			○		
	第7条第5号	運転習熟指導員の審査			○		
	第9条	講習業務規程の認可申請書等の受理				○	
	第11条	講習結果報告書の受理				○	
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第14条第1項	特定講習の休廃止の許可申請書の受 理				○	
	第14条第2項	特定講習の休廃止の許可の公示				○	
	第15条	指定の取消しの公示				○	
	第16条第1号及び第 2号	特定講習の業務及び帳簿等の引継ぎ				○	
	第16条第3号	特定講習を適正かつ確実に行うため の措置	●				
第17条	特定講習指導員の指名				○		
第18条	連絡等				○		
大型自動車 免許の欠格 事由等の特 例に係る教 習の課程の 指定に関す る規則（令 和4年国家 公安委員会 規則第4号 ）	第2条第1項	指定申請書の受理				○	
	第3条	指定書の交付				○	
	第4条	変更の届出受理				○	
	第8条	特例教習実施施設に対する報告又は 資料の提出要求				○	
	第9条第1項	指定の取消し				○	
道路交通法 の規定に基 づく意見の 聴取及び弁	第3条及び第4条第 2項	主宰者の指名				○	
	第5条第1項	代理人の出頭届出の受理				○	
	第5条第2項	代理人の資格喪失の届出の受理				○	

明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）	第6条第1項	補佐人の出頭届出の受理					○	
	第6条第2項及び第3項	補佐人の出頭の許可及び通知					○	
	第8条第1項及び第3項	期日、場所の変更、通知及び公示					○	
	第8条第2項	期日及び場所の変更の申出の受理					○	
	第13条	意見の聴取の状況の報告（免許の取消し）の受理	◎					
	第14条第1項 第14条第2項	弁明を書面ですることの認定 弁明録取職員の指名					○ ○	

8 警備関係

根拠法令	条 項	事 務 内 容	事 務 処 理 区 分				備 考
			委員会 決 裁	本部長	部長	課長 署長	
行列行進集団示威運動に関する条例（昭和24年宮城県条例第47号）	第4条第1項	行進又は示威運動					
		許可			○		
	不許可	◎					
行列行進集団示威運動に関する条例の施行規則（昭和30年宮城県公安委員会規則第3号）	第4条第2項	必要な条件の付加			○		
	第4条第3項	県議会への報告	◎				
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第3条	許可又は不許可の手続				○	
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	通報の受理	●				
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に冠する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）	第3条	施設管理者等からの通報書等の受理				○	
	第4条	公務操縦者からの通報書等の受理				○	

- 備考1 「1 共通関係」とは本部の各部に共通する事務、「2 総務関係」とは本部総務部に関係する事務、「3 警務関係」とは本部警務部に関係する事務、「4 生活安全関係」とは本部生活安全部に関係する事務、「5 刑事関係」とは本部刑事部に関係する事務、「6 交通関係」とは本部交通部に関係する事務及び「7 警備関係」とは本部警備部に関係する事務をいう。
- 2 事務処理区分の◎印は、公安委員会が決裁する事務を示す。
- 3 事務処理区分の●印は、特段の定めがない場合、本部長が専決処理し公安委員会に報告する事務を示す。
- 4 事務処理区分の○印は、本部長、部長、課長及び署長が専決処理する事務を示す。
- 5 本表は、「1 共通関係」を除き、主に事務を行う本部の各部関係ごとに区分しているものであり、他の部（地域部及び仙台市警察部を含む。）における事務処理についても本表によるものとする。